

令和5年度
「食の安全安心の確保に関する基本的な計画
(第4期)」に基づく施策の実施状況
(案)

令和6年9月
宮城県

食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)

目次

第1	食の安全安心の確保に関する施策の実施状況の概要	...	1
第2	食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況	...	3
I	安全で安心できる食品の供給の確保	...	4
1	生産及び供給体制の確立	...	4
(1)	生産者の取組への支援	...	4
(2)	農林水産物生産環境づくり支援	...	7
(3)	事業者の取組への支援	...	10
2	監視指導及び検査の徹底	...	13
(1)	生産段階における安全性の確保	...	13
(2)	流通・販売段階における安全性の確保	...	16
(3)	食品表示の適正化の推進	...	19
(4)	食品の放射性物質検査の継続	...	22
II	食の安全安心に係る信頼関係の確立	...	25
1	情報共有及び相互理解の促進	...	25
(1)	情報の収集、分析及び公開	...	25
(2)	生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	...	27
(3)	放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	...	32
2	県民参加	...	34
(1)	県民総参加運動の展開	...	34
(2)	県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	...	37
III	食の安全安心を支える体制の整備	...	39
1	体制整備及び関係機関等との連携強化	...	39
2	みやぎ食の安全安心推進会議の設置	...	42
第3	実績数値総括表 ～数値目標及び実績数値(成果)～	...	44
第4	施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価	...	58
第5	資料編	...	61
I	用語集	...	62
II	みやぎ食の安全安心推進条例	...	75

第1 食の安全安心の確保に関する施策の
実施状況の概要

・ 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

・ 計画の目的

みやぎ食の安全安心推進条例(以下「条例」という。)第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

・ 計画の位置付け

条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画としている。

・ 施策の大綱

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、行政が生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策。

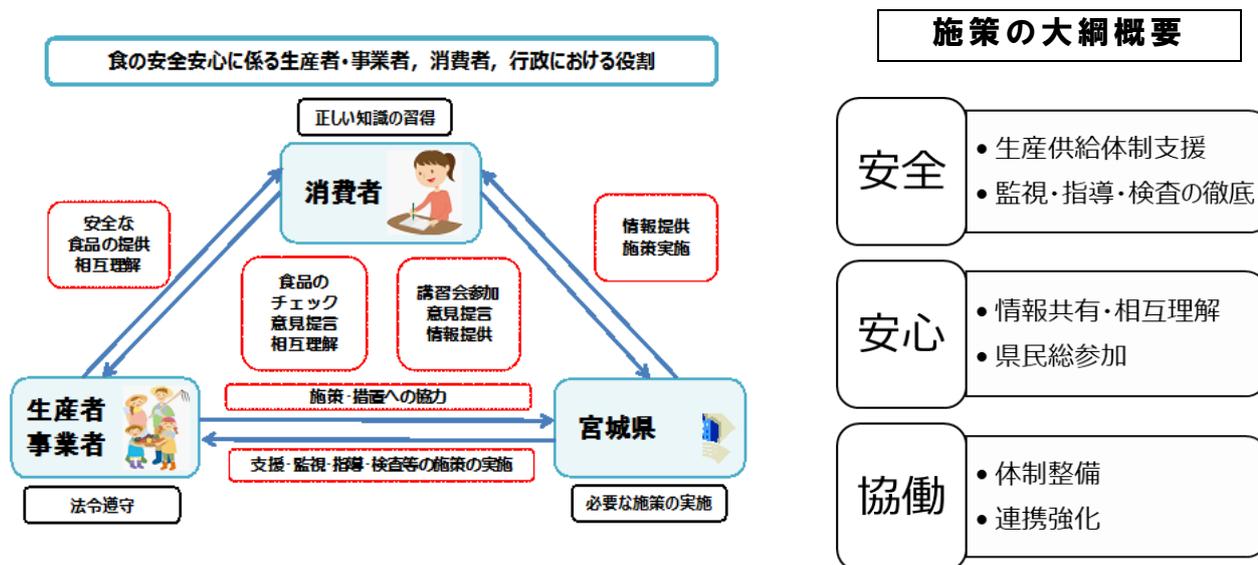
特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしている。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策。安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしている。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策。県、生産者・事業者及び関係者が連携し総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしている。



第 2

食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る

施策ごとの実施状況

- I 安全で安心できる食品の供給の確保
- II 食の安全安心に係る信頼関係の確立
- III 食の安全安心を支える体制の整備

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立

(1)生産者の取組への支援 (施策 1~4)

イ 環境にやさしい持続可能な農業の推進 (施策 1)

環境保全型農業直接支払交付金により、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者組織を支援した。

また、県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」により、化学肥料及び化学合成農薬を低減して生産した農産物の認証を行ったほか、新規取組者の確保に向けて、制度説明会を開催した。

さらに、有機農業に関する相談窓口での相談対応、指導者の人材育成などにより、有機農業の推進に取り組んだ。(みや米)

環境制御技術の知識を有する栽培管理者の育成のため、環境制御指導者育成研修やみやぎ環境制御技術交流ネットワークを活用したグローワー技術交流会等を開催した。(園推)



環境保全型農業評価委員
生き物調査



有機JAS制度に関する
人材育成研修



グローワー交流会

施策1の成果

環境保全型農業直接支払交付金を活用して、堆肥施用や有機農業などの営農活動が3,962haにおいて実践された。

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」では、水稻や野菜など2,458haの申請について認証登録した。また、制度説明会には64名の農業者等が参加し、制度を周知することができた。

有機農業に関する相談は2件、有機農業指導員の育成18人(合計58人)となった。(みや米)

環境制御指導者育成研修は、4回開催し延べ70人、みやぎ環境制御技術交流ネットワークのグローワー技術交流会等は、7回開催し延べ160名の参加があった。(園推)

ロ 農業生産工程管理(GAP)の普及拡大 (施策 2)

農業生産工程管理(GAP)の導入推進のため、宮城県 GAP 推進会議を開催し、進捗状況や推進策等を関係機関・団体と共有・検討した。

第三者 GAP の認証取得や導入に向けた研修会、現地指導、GAP 指導員資格取得研修の実施、農業教育機関に対する GAP 認証維持に向けた支援等を通じて、GAP の普及拡大に向け取り組んだ。(みや米)

県内の畜産物(食品)の安全性を確保し、より良い生産工程管理を実現することにより、畜産農家が安定した経営を継続するために認証の取得を推進した。(畜産)



団体認証取得に向けた現地指導



農業高校での GAP 指導員研修



畜産 GAP 研修会

施策2の成果

各研修会には GAP の導入・継続に意向のある農業者や営農指導員等が参加し、GAP の実践・取組に対する理解を深めることができた。また、指導員資格取得研修の実施等により、指導体制の維持・強化につなげた。

農業教育機関 3 校に対し、認証維持審査のための現地指導を通じて、認証の継続を支援した。

・GAP 認証取得等に関する意向調査	1 回
・GAP 認証取得に向けた研修会・現地指導	延べ 35 回
・JGAP 認証(青果物)	1 農場
・JGAP 指導員資格(畜産含む)	22 名
・GAP 指導員の現地研修会	4 回

畜産においては、畜産 GAP の概要周知と認証を希望する生産者を支援するため、現地指導や研修会を開催した。JGAP 認証(畜産)は、これまで県内 2 農場が取得した。また、JGAP(畜産)指導員資格は、令和 5 年度末で県内 15 名となっている。(民間有資格者含む)

・JGAP 認証(畜産)	2 農場
・JGAP(畜産)指導員資格	15 名(令和 5 年度末)

ハ 農薬の適正使用の推進（施策 3）

農産物の安全確保等を図るため、農薬使用者を主な対象に、農薬危害防止運動(令和 5 年 6 月 1 日から 8 月 31 日まで)として、啓発リーフレット等により農薬適正使用を働きかけたほか、農薬を取り扱う者を対象に農薬管理指導士養成・更新研修を開催するなど農薬の適正使用の普及に取り組んだ。(みや米)



農薬管理指導士研修会

施策3の成果

農薬危害防止運動をリーフレット配布やラジオ広報等を活用し実施したことで、農薬使用者や関係機関・団体、市町村担当者の農薬の適正使用に関する理解が深まった。

また、農薬管理指導士の養成研修及び更新研修の実施により、農薬取扱者の農薬の適正使用に関する理解が深まるとともに、農薬管理指導士を新規に 50 人、更新で 165 人認定した。

・農薬危害防止運動啓発リーフレット配付	9,000 枚
・農薬管理指導士養成研修会(認定試験)	1 回
・農薬管理指導士更新研修会	3 回
・農薬管理指導士数(合計)	1,024 人(昨年度 1,048 人)

ニ 牛のトレーサビリティシステムの推進（施策 4）

生産段階における耳標(個体識別番号)の装着徹底を推進するとともに、生産から流通までの各段階における牛の個体を識別することができるシステム維持のため、耳標装着に係る各種手続き及び登録エラー解消等の支援を行った。(家対)

施策4の成果

耳標(個体識別番号)の装着が徹底され、牛 1 頭ごとの生産履歴が把握できる体制が維持され、国産牛肉の信頼性確保が図られた。

・本県の飼養頭数(令和 5 年 2 月 1 日現在、「畜産統計」)
乳用牛 17,100 頭、肉用牛 80,100 頭

主な数値目標 I-1-(1)(施策 1~施策 4)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
環境保全型農業直接支払交付金取組面積(ha)	4,296	3,962	5,619
国際水準 GAP 導入・認証総数(件)	160	154	260
耳標の装着率(%)	100	100	100

(2)農林水産物生産環境づくり支援 (施策 5～8)

イ 土壌環境適正化の推進 (施策 5)

カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、発生の恐れがある地域の水稻生産者を対象に「水稻栽培水管理ごよみ」を配布したほか、関係機関と連携して、カドミウムの吸収を抑制する湛水管理の徹底を指導した。また、米の出荷前にカドミウム含有量を調査し、基準値超過が確認された場合は、市場流通しないよう、適正な保管及び廃棄処分を指導した。

このほか、県が育成したカドミウム低吸収性イネ品種「東北 235 号」の特性の年次変動を把握するため、現地栽培実証を行った。(みや米)



カドミウム吸収抑制のための湛水管理

施策5の成果

令和 5 年産のカドミウム基準値超過米の発生数量は 6,065 袋(30kg/袋)(暫定値)となったが、すべて市場流通しないよう保管され、順次廃棄されている。

また、東北 235 号の現地栽培実証を行った結果、出穂前後の湛水管理をしない場合でも、カドミウムをほとんど吸収しないこと等を確認した。

ロ 家畜伝染病の発生予防の徹底 (施策 6)

家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫及び豚熱等家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めた。また、慢性疾病発生低減のための検査・指導を実施した。

高病原性鳥インフルエンザについては、モニタリング検査としてウイルス分離・抗体検査などを実施するとともに、100 羽以上を飼養する県内のすべての養鶏場を対象に死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見と予防対策の啓発に努めた。

豚熱については豚熱発生予防のための豚熱ワクチン接種及び、野生イノシシの豚熱検査を継続し、県内の豚熱感染状況をモニタリングした。(家対)

施策6の成果

延べ 196,490 頭羽の牛豚鶏等を対象に、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、家畜伝染病の発生予防とまん延防止が図られ、安全で高品質な畜産物の生産が確保された。

慢性疾病については、生産性を阻害する疾病群を対象に、牛 9 戸、豚 1 戸、鶏 5 戸で検査を実施し、慢性疾病発生と経済的損失の低減に努めた。

高病原性鳥インフルエンザについては、モニタリング検査としてウイルス分離・抗体検査などを実施するとともに、100 羽以上を飼養する県内のすべての養鶏場 125 戸を対象に死亡羽数

の報告を求めるなど、異常の早期発見と予防対策の啓発に努めた。

豚熱については、R5 年度は 445,267 頭に豚熱ワクチンを接種し、発生予防に努めるとともに、野生イノシシ 334 頭を検査し、59 頭の豚熱陽性を確認したため、養豚場への注意喚起と情報提供を行った。

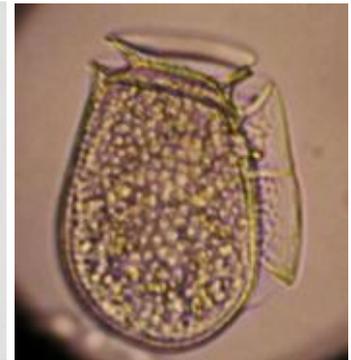
また、国内での豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの継続発生から、本県での対応として実用性を高めるため、令和 6 年 3 月に特定家畜伝染病防疫対策マニュアルを改正した。

ハ 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進（施策 7）

食中毒の原因となる貝毒について、宮城県漁業協同組合と連携し、効果的な監視体制を維持して、貝毒プランクトン調査及び貝毒検査の結果を共有するとともに、ホームページ等により県民への情報提供を行い、食中毒の未然防止に努めた。



まひ性貝毒プランクトン



下痢性貝毒プランクトン

また、漁業協同組合と連携し、漁業協同組合が自主的に実施するノロウイルス検査結果について、県関係機関と情報共有を図るとともに、水産研究・教育機構が行うカキ中のノロウイルス低減技術の開発試験について技術協力を行った。（水整）

貝毒対策(宮城県 HP)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suikisei/kaidoku.html>



施策 7 の成果

貝毒検査値が自主規制値を超えた場合には、生産者関係団体が出荷自主規制措置を講じたことにより、貝毒を原因とする食中毒の未然防止が図られた。

ノロウイルス対策については、県沿岸域を 14 海域に区分して漁業協同組合が検査を行い、陽性の場合には加熱用で出荷したことにより、ノロウイルスを原因とする食中毒の未然防止が図られた。

また、水産研究・教育機構と実施した試験において、カキのノロウイルス取り込み効率が高かった条件を確認し、ウイルス汚染カキ作成に係る手順書を作成した。

- ・まひ性貝毒検査(県実施分) 220 検体 (全体 994 検体 規制回数 23 回)
- ・下痢性貝毒検査(県実施分) 148 検体 (全体 423 検体 規制回数 13 回)
- ・貝毒プランクトン調査 83 回 (北部 43 回、中南部 30 回、仙台湾全域 10 回)
- ・ノロウイルス自主検査検体数 586 検体 (うち陽性反応 90 検体)

- I 安全で安心できる食品の供給の確保
 - 1 生産及び供給体制の確立
 - (2) 農林水産物生産環境づくり支援

ニ 特用林産物の生産再開への支援（施策 8）

原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達を支援したほか、安全な原木しいたけを生産するための栽培管理について指導等を実施した。また、県内産原木の使用再開に向け、原木用非破壊検査装置による県内産原木の試験測定を実施するとともに、県内産原木を活用した試験栽培を実施した。(林振)



他県産原木の調達



県内産原木用非破壊検査機

施策8の成果

適切な生産工程管理による安全安心な原木しいたけ栽培の取組が進められており、新たに2名の生産者が出荷制限解除を実現し、これまでに延べ18市町村で61名が生産再開を果たした。

・県外産原木の購入支援本数 174千本

主な数値目標 I-1-(2)(施策5～施策8)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
貝毒プランクトン観測定点調査実施率(%)	100	100	100
原木しいたけ(露地栽培)出荷制限解除数(人)	49	61	64

(3)事業者の取組への支援 (施策 9~10)

イ 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進 (施策 9)

HACCP 導入と実践の定着に向け、普及啓発及び技術的支援を目的とし、HACCP 制度の区分別に HACCP 研修会を計 6 回開催（オンライン併用含む）するとともに、個別の事業者を対象とする相談制度「宮城 HACCP 導入・実践支援制度（みやぎチャレンジ HACCP）」等による支援、監視指導時における個別相談対応を行った。

県内全域（仙台市を除く）における HACCP 導入状況調査を実施し、継続的に状況を把握する体制を構築した。

さらに、飲食店の新型コロナウイルスに対する感染防止対策の実施状況を確認した上で認証する「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の及び「新型コロナ対策実施中ポスター」については、令和 5 年 5 月 7 日の事業終了までの間、飲食店に起因する感染リスクの低減に繋げることができた。（食暮）



県内の水産業者が海外販路開拓のために輸出先国の規制(HACCP 等)及びニーズに対応した施設の新設(掛かり増し経費のみ)、改修及び機器の整備等を行うのに要する経費を支援した。（水振）



HACCP 研修会の様子



HACCP ハード事業 加工場壁面修繕

施策9の成果

事業者が HACCP 制度化に円滑に対応できるよう、「HACCP に基づく衛生管理」、又は「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の区分に応じ、衛生管理計画の作成等に関する実習を取り入れた講習会を開催した。（食暮）

・HACCP 研修会

HACCP に基づく衛生管理

2 回開催 (Web 併用)

対面:15 人/Web:51 アクセス

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理

4 回開催 58 人

・宮城 HACCP 導入支援制度(みやぎチャレンジ HACCP) 11 件

・HACCP 講習の実施 4 件(29 施設 81 名)

・HACCP 導入率(一部実施を含む) 63%

(水産関係)

水産加工業者 1 者の施設等整備に要する経費の支援を行い、HACCP 認証取得の促進を図った。(水振)

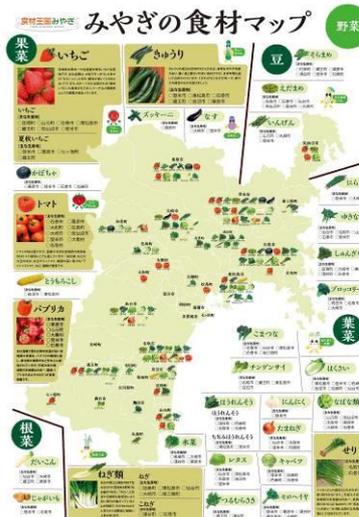
交付決定事業者 1 者

ロ 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大 (施策 10)

県産食材を積極的に利用し、産地をメニュー等で表示することで地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録した。(食振)



食材王国みやぎ地産地消推進店表示板



食材マップ



食材カレンダー

宮城旬鮮探訪

<https://shunsentanbou.pref.miyagi.jp/>



- I 安全で安心できる食品の供給の確保
 - 1 生産及び供給体制の確立
 - (3) 事業者の取組への支援

県産食材を使用したメニュー



みやぎサーモンとみやぎ近海の
白身魚の漬け丼



県産いちごをふんだんに使った
いちご農家のパフェ



地元のそらめめとチキンのカレー

施策10の成果

地産地消推進店については、519 店舗(R6.3.31 現在)が登録されており、県産食材の消費拡大が図られた。(R5 新規 9 店舗)

主な数値目標 I-1-(3)(施策9～施策10)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
HACCP研修会参加施設数(施設)	110	106	200

2 監視指導及び検査の徹底

(1)生産段階における安全性の確保 (施策 11~14)

イ 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化 (施策 11)

安全で安心な農産物の供給を図るため、農薬販売者及び農薬使用者を対象に農薬取締法に基づく立入検査を実施した。農薬販売者の検査では、帳簿の備え付け、適正な保管管理、店頭表示等を中心に確認した。また、農薬使用者の検査では、農薬使用基準の遵守、適正な保管管理、帳簿記載等を重点的に確認した。(みや米)

安全で安心な養殖魚の生産体制を構築するため、魚類養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使用や養殖管理に関する巡回指導等を行った。(水整)

施策11の成果

(農業関係)

農薬販売者及び農薬使用者に対する立入検査を実施し、農薬の適正な販売方法及び使用方法について確認・指導した。(みや米)

- ・農薬販売者に対する立入検査数 310(昨年度 247)件(農薬販売者数 1,095(昨年度 1,066))
- ・農薬使用者に対する立入検査数 38(昨年度 54)件

(水産関係)

内水面養殖場では魚類養殖業者へ水産用医薬品の適正使用や養殖管理に関する巡回指導を行い、水産用医薬品が適正に使用されていることを確認した。海面養殖業者に対しては宮城県漁業協同組合と連携して養殖管理に関する指導を適宜行い、無投薬養殖が行われていることを確認した。

また、養殖業者等を対象に魚類防疫推進会議を開催し、国内及び県内における魚類防疫対策等について周知を行った。(水整)

- ・対象経営体数 98 経営体
 - ・養殖衛生指導を行った経営体数 98 経営体
- 内訳(重複する業者を含む)
- ①巡回指導によるもの 26 経営体
 - ②魚類防疫推進会議によるもの 52 経営体
 - ③その他によるもの 89 経営体

ロ 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施 (施策 12)

肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を行った。(みや米)

家畜用飼料の安全性確保のため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

(以下、「飼料安全法」、昭和 28 年法律第 35 号)に基づき、飼料製造工場などへの立入検査を行った。(畜産)

養魚用飼料の安全性確保のため、養魚用飼料及び養魚用飼料の原料となる魚粉の製造工場への立入、収去検査を行った。(水整)



特殊肥料(堆肥)の収去の様子



飼料の収去作業状況

施策12の成果

(肥料 農業関係)

肥料生産業者への立入検査を実施した結果、違反が確認された事案はなかった。(みや米)

- ・肥料生産業者への立入検査 38 件
- ・収去検査(特殊肥料等) 33 件

(飼料 畜産関係)

飼料安全法に基づき、飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査を 12 か所実施した。立入時に収去した飼料の分析検査を 13 点実施し、このうち BSE 発生防止に係る検査として、牛用飼料への動物由来たんぱく質混入検査を 5 点実施した。

立入検査の結果、飼料安全に関わる重大な違反(危害物質の混入や飼料の成分不足等)は確認されなかった。(畜産)

- ・飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査 12 件(製造工場数 12)
- ・飼料分析検査 13 点
- うち動物由来たんぱく質混入検査 5 点

(飼料 水産関係)

養魚用飼料及び養魚用飼料の原料となる魚粉製造工場の立入検査及び飼料の収去検査を実施した結果、飼料安全法に基づく違反等は無く、養魚用飼料の安全性を確認した。(水整)

- ・養魚用飼料及び魚粉製造工場への立入検査 1 件(製造工場数 9)
- ・養魚用飼料及び魚粉の分析検査 2 点

ハ 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導（施策 13）

動物用医薬品の適正使用のため、動物用医薬品販売業の立入検査及び適正使用に関する指導を行った。（家対）

施策13の成果

動物用医薬品販売業立入検査	98 件（販売業者数 368）
動物用医薬品販売業者への指導件数	5 件

ニ 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施（施策 14）

高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング及び強化モニタリング検査を実施した。また、県内養鶏農場から死亡羽数の報告を求め、異状を早期発見する体制を維持した。（家対）

施策14の成果

定点モニタリング検査として、県内 12 か所の農場において、毎月 1 回ウイルス分離検査と抗体検査を実施した。また、強化モニタリング検査として、県内で 100 羽以上の鶏を飼養する農場から抽出し、年 1 回の抗体検査を実施した。

さらに、県内で 100 羽以上の鶏等を飼養する全ての農場 125 戸から、毎月 1 回以上 1 週間の死亡羽数等について報告を求め、異常の早期発見と通報に努めた。（家対）

・定点モニタリング検査	12 戸	1,440 羽
・強化モニタリング検査	34 戸	340 羽
・死亡羽数の報告	125 戸	

主な数値目標 I-2-(1)(施策 11～施策 14)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
肥料成分不足違反件数割合(%)	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数(件)	6	5	0

(2)流通・販売段階における安全性の確保 (施策 15~18)

イ 食品営業施設の監視指導の徹底 (施策 15)

令和 5 年度「宮城県食品衛生監視指導計画(以下「監視指導計画」という。)」に基づき、食品営業施設等に対する監視指導を計画的に実施し、必要に応じ適切な衛生管理等を指導した。また、定期的に食品衛生担当者会議等を開催し、情報の共有に努めた。

食中毒予防月間には、広域流通食品の製造施設等を対象とする集中的な一斉監視、食品事業者を対象とする講習会のほか、消費者を対象とする街頭キャンペーン、広報等普及啓発事業を実施し、手洗いの励行や、食肉の加熱徹底、生食用鮮魚の寄生虫の危険性など、食中毒予防を啓発した。(食暮)

施策15の成果

飲食店及び食品製造施設等に対し計画的に監視を実施し、施設・設備の確認や、衛生管理を指導した。不適切な施設・設備、食品の取扱に対して改善を求めることで、事業者の衛生管理に対する意識向上を促し、飲食に起因する食中毒等の事故防止を図った。

・飲食店及び食品製造施設等に対する監視指導

施設数	27,218 施設(うち重点監視施設※	880 施設)
監視延べ件数	13,755 件(うち重点監視施設延べ監視件数	971 件)

※重点監視施設

大規模食中毒が発生するおそれのある施設の他、不良・違反食品が発生しやすい業種、広域に流通する食品を製造・加工する施設など、重点的に監視を実施する対象として各保健所(支所)において設定した施設。

ロ 食品検査による安全性の確保 (施策 16)

食品の安全を確保するため、県内に流通する食品(輸入食品を含む)について、食品衛生法に基づく残留農薬、添加物など規格基準に関する検査を実施し、基準逸脱や誤った表示が記載された食品の流通を防止した。

また、検査実施機関において、検査の実施に必要な設備や機器の保守点検、更新等の検査環境整備を図ると共に、検査精度管理を実施し、検査成績の信頼性を確保した。(食暮)

施策16の成果

県内で生産・製造された食品や流通している輸入食品などの規格基準等の検査を実施し、食品の安全性を確保した。

検査の結果、基準に対して逸脱しているあるいは不適切な表示であることが判明した食品 13 件(海水検査 3 件を含む。)について、事業者に対して改善を指導した。

・収去検査等

細菌検査	1,270 検体
理化学検査	829 検体
・特殊有害物質等検査	289 検体
うち残留農薬検査	82 検体
うち輸入食品検査	131 検体

ハ 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE 対策を含む)の徹底 (施策 17)

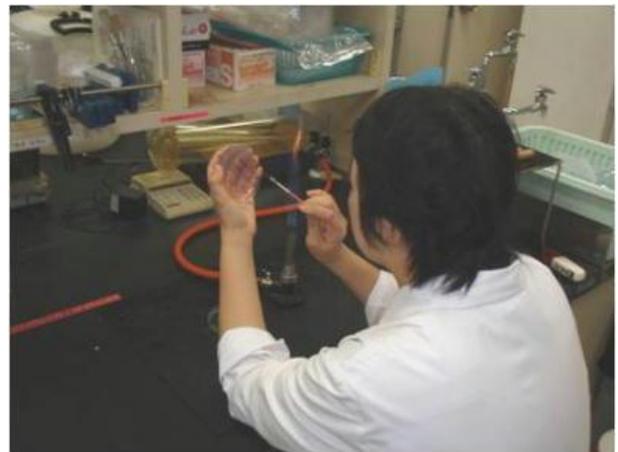
かきによる食中毒を未然に防止するため、かきの採取海域等に関する加工基準の確認、かき処理場等の監視指導、収去検査等を実施し、生食用かきの規格基準の遵守及びその衛生的取扱いを指導するとともに、かき処理場における HACCP の考え方を取り入れた衛生管理について指導・助言を行った。

と畜検査においては、食用として処理される獣畜について疾病や異常等の排除を行う他、動物用医薬品等の残留検査を実施した。食鳥検査については、指定検査機関における検査実施体制を確認し、必要な助言等を行った。また、と畜場、食鳥処理場の衛生管理に関する監視指導を実施すると共に、HACCP に基づく衛生管理について定期的に検証を実施し、安全な食肉の供給を図った。

BSE 対策では、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、生体における神経症状の確認および必要に応じた BSE 検査の実施の他、特定危険部位の除去の徹底を指導した。
(食暮)



と畜検査(枝肉)の様子



と畜検査の精密検査(微生物)の様子

施策17の成果

かき処理場等の施設の監視指導やかきの検査等により、基準に適合しないかきの流通を防止し、これらに起因する健康被害の発生を予防した。

また、と畜検査、と畜場の監視指導及び食鳥検査等により、食用に不適合となる食肉の流通を防止し、これらに起因する健康被害の発生を防止した。

(かき関係)

・かき処理場	94 施設(延べ監視件数	140 件)
・かき袋詰め業者	61 施設(延べ監視件数	120 件)
・かき入札場	3 施設(延べ監視件数	1 件)
(食肉処理関係)		
・と畜場法に基づくと畜場の監視指導	144 回(外部検証)	
・食肉輸送車の監視	19 台	
(食鳥処理関係)		
・食鳥処理場の監視	12 回(外部検証)	
・認定小規模食鳥処理場の監視	11 回	
(BSE 関係)		
・BSE 検査頭数	2 頭	

ニ 米穀事業者の監視指導の徹底 (施策 18)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)に基づく取引等の記録や産地情報の伝達について、東北農政局による周知指導が実施され、宮城県域の米穀事業者を対象とした相談等に関する情報共有を図った。(みや米)

施策18の成果

宮城県域の米穀事業者(生産者、小売業者等)に関する相談等が寄せられた 3 件に対して、東北農政局と情報共有を図り、法違反の疑義等が確認された事案はなかった。

主な数値目標 I - 2 - (2)(施策 15~施策 18)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
食品営業施設の監視指導率(%)	116	110.6	100
食品検査率(%)	98.6	95.1	100
かき処理場等の監視指導率(%)	94	111	100

(3)食品表示の適正化の推進 (施策 19~21)

イ 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施 (施策 19)

食品表示法に基づく表示に関し、衛生事項、品質事項及び保健事項について、それぞれ所管する部署において、食品関連事業者からの相談対応及び監視指導等を行った。

食品表示のうち衛生事項については、広域流通食品を中心に監視した。食品製造・加工等事業者に対し、アレルギー表示等の衛生事項の表示に関して指導し食品表示の不備による健康被害の防止を図ったほか、食品事業者に向けた講習会等の機会に、食品表示に関する事項について解説し適正表示を啓発した。また、消費者から「食の 110 番」に寄せられた食品衛生に関する相談や情報のうち、食品表示に関する事項への対応として、食品事業者へ適切な表示を助言したほか、必要に応じて食品表示の改善を指導した。

品質事項については、国及び県に設置している「食品表示 110 番」等に寄せられた被疑情報について、国、市町村等の関係機関と連携し、食品表示法に基づく調査を実施し、事業者に対して必要な指導を行った。また、生かきの産地等の偽装を防止するため、県内のかき仲買・袋詰め業者に対する、生かき産地等偽装防止特別監視員による監視指導の上、調査結果を県ホームページで公開し、生かきの産地等の偽装防止と宮城県産生かきの信頼性向上に努めた。(食暮)

保健事項及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者からの相談対応及び指導を行い、食品表示の適正化に努めた。(健推)

また、無承認無許可医薬品(医薬品成分を含有する健康食品)の県内流通実態を把握するため、販売店舗から健康食品の買上げ調査を実施した。

健康被害が発生したいわゆる大麻グミを販売している店舗に対し、東北厚生局麻薬取締部や県警とともに立ち入り調査を実施した。(薬務)

施策19の成果

(衛生事項)

食品事業者の指導を行うとともに、食の 110 番を通じて適切な調査・指導を実施した結果、食品表示の適正化につながった。(食暮)

- ・食の 110 番への食品表示に関する相談及び通報等 95 件

(品質事項)

食品表示 110 番等への情報提供に基づき、必要な調査・指導を行った結果、事業者の食品表示の適正化につながった。また、県内のかき仲買・袋詰め業者のうち、事業者を対象に調査を実施した結果、産地等の偽装並びに輸入かき及び他県産かきの混入は確認されず、宮城県産かきの信頼性の確保が図られた。(食暮)

- ・食品表示 110 番等への相談及び通報等 82 件
- ・食品表示 110 番等への情報提供に基づく指導 4 件
- ・生かき産地等偽装防止特別監視員による監視指導 11 件

うち改善指導件数

0 件

(保健事項及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止)

食品関連事業者に指導を行い、食品表示の適正化を図った。(健推)

栄養成分表示に関する相談	66 件
栄養成分表示に関する指導	9 件
健康保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する相談	5 件
健康保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する指導	3 件

(無承認無許可医薬品への対応)

県内の医薬品販売店舗からダイエット食品・滋養強壮食品 2 品目の買上げを行った。(製品は国検査機関へ送付)

いわゆる大麻グミの販売事実が確認できたことから、東北厚生局麻薬取締部において医薬品医療機器等法に基づく販売停止命令等を発出し、健康被害の拡大防止が図られた。(薬務)

ロ ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施 (施策 20)

令和 5 年度は、みやぎ食の安全安心消費者モニターの中から 97 人に対しウォッチャーを委嘱（その後 2 名辞退）し、6 月から 12 月にかけて、スーパー等 2 店舗/月・人、各 5 品目を対象とした調査・報告を実施した。

モニタリング調査にあたっては、業務説明会で表示に関する研修を実施したほか、発行したウォッチャーだよりを通じ、食品表示の知識の提供及び調査結果のフィードバックを行った。

不適正表示の疑義があった事業者に対しては、所管庁への回付又は訪問による確認調査を実施し、必要な指導を行った。(食暮)



ウォッチャーへの業務説明・表示に関する研修

施策 20 の成果

食品表示ウォッチャーにより、延べ 1,273 店舗において食品表示(品質事項)に関するモニタリング調査を行った結果、58 件について不適の疑いありと報告があった。報告内容を県で確

認の上、必要な調査を行い、6件の改善指導を行うことで、不適正な表示が是正された。

なお、県に指導権限のない18件については、速やかに所管する行政機関(農政局・市町村)に情報を提供した。(食暮)

・食品表示ウォッチャーの委嘱数	97人(うち2名辞退)
・食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査	1,273件
うち不適の疑いありの報告	58件
うち県による改善指導	6件

ハ 食品表示に関する研修会等の実施(施策21)

事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に出前講座の講師として職員を派遣した。また、年間を通じて、消費者や事業者からの食品表示に関する相談に対応し、適正表示の普及と指導を行った。(食暮)

食品表示法(保健事項)及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者や県民に対して研修会やホームページ等で情報提供を行い、適正な食品表示に関する普及啓発を行った。(健推)



石巻保健所出前講座

施策21の成果

食品表示に関する研修会等に出前講座として講師を5回派遣し、計163人の参加があった。また、食品表示110番への消費者や事業者からの表示内容・表示方法に関する相談及び通報等82件に対応し、適正表示の普及啓発が図られた。(食暮)

・食品表示に関する研修会への講師派遣	5回
・食品表示に関する研修会や説明会の開催	2回
・食品表示110番への相談及び通報等	101件

栄養成分表示等に関する研修会は41回実施し延べ1,443人の参加があった。また、県ホームページや広報誌等により適正な食品表示について周知を行った。(健推)

・栄養成分表示に関する研修会	40回
・虚偽誇大広告等の禁止に関する研修会	1回

主な数値目標 1-2-(3)(施策19~施策21)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
食品表示適正店舗数の割合(%)	99.7	99.5	100
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数(回)	14	7	20

(4)食品の放射性物質検査の継続 (施策 22～23)

イ 農林水産畜産物等の検査 (施策 22)

原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づいて、県内で生産される主要な農産物、林産物、畜産物、水産物等について、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め、検査を実施した。



精密検査測定器



簡易検査測定器

検査に当たっては、品目に応じ外部検査機関への委託やゲルマニウム半導体検出器(精密検査機器)等で検査を実施し、基準値を超過した際は、出荷自粛の要請等により、安全性が確認された食品の流通に努めた。

水産物の放射性物質検査については、平成 23、24 年度に導入した水産技術総合センターの精密検査機器、県内の主要市場に貸与している簡易放射能測定器により実施しており、基準値(100Bq/kg)を超過した水産物を市場に流通させないよう万全な対策を講じた。

野生鳥獣の肉については、県民の安全確保を図るため、ツキノワグマ肉など 87 検体を対象に、放射性物質モニタリング検査を実施した。また、イノシシ肉及びニホンジカ肉については出荷制限指示及び一部解除に伴い、全頭検査とし、387 検体(うち大崎市実施分 1 検体)の検査を実施した。

また、放射性物質検査の計画・結果は、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」等で、速やかに公表した。(食振)(園推)(畜産)(林振)(水振)(自保)

みやぎ原子力情報ステーション
<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>



施策 22 の成果

県産農林水産物の放射性物質検査を行い、結果をホームページ等で公表するとともにプレスリリースし、県民の不安の解消に努めた。(食振)(園推)(畜産)(林振)(水振)(自保)

(農産関係)

検査対象: 県内産の野菜類・果実類、穀類

検査概要: 精密検査

米 34 点(うち基準値超過 0 点)、麦類 13 点(うち基準値超過 0 点)

大豆 33 点(うち基準値超過 0 点)、 そば 27 点(うち基準値超過 0 点)

野菜・果実類 201 点(うち基準値超過 0 点)

検査結果:基準値を超過したものはなく、農産物の安全が確認された。(園推)

(畜産関係)

検査対象:県内産の原乳及び牛肉

検査概要:精密検査 原乳 12 点(うち基準値超過 0 点)

簡易検査 牛肉 5,587 点(うちスクリーニング値超過 0 点)

検査結果:基準値を超過したものはなく、畜産物の安全が確認された。(畜産)

(水産関係)

検査対象:県内で水揚げされる水産物

検査概要:精密検査 5,457 点(うち基準値超過 0 点)

簡易検査 8,622 点(うちスクリーニング値超過 0 点)

検査結果:基準値を超過したものはなく、水産物の安全が確認された。(水振)

(林産物関係)

検査対象:県内産のきのこ・山菜類

検査概要:精密検査 526 点(うち基準値超過 20 点)

非破壊検査 2,890 点(うちスクリーニング値超過 53 点※)

※スクリーニングレベルを超過したものは精密検査を実施の上、廃棄されている。

検査結果:出荷制限が一部解除された地域の「野生キノコ」「タケノコ」については、出荷前の全量について非破壊検査を行い、スクリーニングレベル以下であることが確認されたもののみを出荷可能としている。(林振)

(野生鳥獣関係)

検査対象:県内で捕獲された野生鳥獣(イノシシ等)の肉及び出荷対象となるニホンジカの肉

検査概要:精密検査

ツキノワグマ肉等 87 点(うち基準値超過 3 点)

イノシシ及びニホンジカ 387 点(うち基準値超過 1 点)

検査結果:結果を速やかに報道機関や県ホームページを通じて公表するなどにより、県民の不安解消が図られたとともに、事業者の経営安定に寄与した。(自保)

ロ 流通食品の検査 (施策 23)

「令和 5 年度宮城県食品衛生監視指導計画」及び四半期ごとに定める「農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づき、県内に流通する食品について、計画的に放射性物質検査を実施した。(食暮)

施策23の成果

流通食品の検査を実施し、結果をホームページ等で公表することで県民の不安の払拭に努めた。

検査対象：県内に流通する牛乳、清涼飲料水(ミネラルウォーター、茶等)、乳児用食品、一般食品等

検査件数： 精密検査：飲料水、牛乳、乳児用食品 90点
 簡易検査：一般食品 249点
 (うち牛肉(流通品)、豚肉、めん羊肉、山羊肉 52点)

検査結果：基準値を超過した検体はなく、県内における流通食品の安全が確認された。

放射性セシウムスクリーニング法

食品などに含まれる放射性セシウム濃度が基準値以下であるかどうかを判別する方法で、精密検査の目安(50Bq/kg)以下である食品を基準値以下と判定できるように機器の性能要件等が定められている。多数の検体の放射性セシウム濃度を測定する必要があるため、ゲルマニウム半導体検出器よりも短時間で測定できる NaI シンチレーションスペクトロメータ等を用いることが多く、簡易検査と呼ばれる場合もある。

なお、県産農林水産物の放射性物質測定は、精密検査と簡易検査を並行して実施しており、スクリーニング値(簡易検査の場合は国が定める基準値の 1/2)を超える放射性セシウムが検出された場合に、原則として精密検査を行うこととしている。

検査使用機器

精密検査：ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査

簡易検査：NaI シンチレーションスペクトロメータ、CsI シンチレーションスペクトロメータ等を用いた検査

食品中の放射性物質に関する基準値(平成 24 年 4 月 1 日から)

放射性セシウム(セシウム 134、137)				※ 農産物、水産物、林産物、牛肉、豚、めん山羊、野生鳥獣肉、流通食品等
飲料水	10Bq/kg	牛乳	50Bq/kg	
乳児用食品	50Bq/kg	一般食品(※)	100Bq/kg	

主な数値目標 I - 2 - (4)(施策 22～施策 23)

項目	基準値	実績	目標値
	令和元年度	令和 5 年度	令和 7 年度
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100	100
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	120※	100	100
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100	100
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	128※	100	100
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	99.7	100

※計画件数以上の検査を行ったため 100%を超えています。

II 食の安全安心に係る信頼関係の確立

1 情報共有及び相互理解の促進

(1)情報の収集、分析及び公開 (施策 24~25)

イ 県民への分かりやすい情報の迅速な提供 (施策 24)

みやぎ食の安全安心消費者モニターにアンケートを実施したほか、セミナーや研修会等で参加者にアンケートを実施した。また、食の安全安心に関する情報の県ホームページへの掲載や県メールマガジンの活用、マスコミへの資料提供において、迅速でわかりやすい情報提供に努めた。

飲食店を対象として実施していた「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」及び「新型コロナ対策実施中」ポスターについては、感染症法の分類が5類に移行したことに伴い、令和5年5月7日に事業を終了するとともに、「みやぎ食の安全安心取組宣言」に後継制度として飲食店の感染対策の項目を追加し、対象飲食店及び県民に対し周知を行った。(食暮)

食材王国みやぎ公式 Facebook 及び食材王国みやぎ【公式】Instagram を活用し、県産食材・食品の紹介やレシピ等について情報発信を行った。(食振)



食材王国みやぎ【公式】Instagram

https://www.instagram.com/miyagi_foodkingdom/



食材王国みやぎ Facebook

<https://www.facebook.com/foodkingdom/>

施策24の成果

消費者モニターを対象としたアンケートや研修会等の参加者を対象としたアンケートを実施し、県民の意向を把握した。また、県ホームページへの掲載や県メールマガジンの活用、マスコミへの資料提供などにより、速やかな情報提供を行った。

「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」及び「新型コロナ対策実施中ポスター」が令和5年5月7日に終了するにあたり、後継制度も含め、対象飲食店及び県民に対し周知を行った。(食暮)

- ・ポスター掲示飲食店店舗数(終了時) 11,755 店舗
- ・認証店舗数(終了時) 3,622 店舗

・感染対策取組店舗数(令和6年3月31日現在) 381店舗

食材王国みやぎ公式 Facebook 及び食材王国みやぎ【公式】Instagram を活用した新鮮な情報の発信に努め、効果的に食に関する情報発信を行うことができ、Instagram のフォロワー数が約 3,600 人となった。(R6.3.31 現在)となった。(令和5年度で約 570 人増)(食振)

ロ 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表 (施策 25)

「令和5年度宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、実施した監視指導及び食品の検査等の実績、食品の安全や自主回収に関する情報等について、ホームページで随時公表した。(食暮)

施策25の成果

「令和5年度宮城県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導結果及び検査結果について四半期ごとにとりまとめ、ホームページに公表し、県民への情報提供を行った。

「令和6年度宮城県食品衛生監視指導計画」策定に当たり、広く県民の意見を収集するためパブリックコメントを実施した。

・パブリックコメントの実施結果 意見 64 件

令和6年度宮城県食品衛生監視指導計画

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/rr6kanshihidokeikaku.html>



主な数値目標 II-1-(1)(施策24～施策25)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
食の安全安心ホームページアクセス数 (件)	68,780	94,342	100,000

(2)生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進 (施策 26～28)

イ 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進 (施策 26)

消費者と生産者・事業者の相互理解を深めるために、消費者モニターを対象とした食品工場見学会・生産者との交流会を開催した。また、モニター研修会 1 回及び食の安全安心セミナーを 2 回開催し延べ 401 人が参加するとともに、地方懇談会を 10 回開催し延べ 209 人の参加があった。(食暮)



食菌体験



くりはらマルシェ in 県庁ロビー

食と農に関する消費者の理解促進を図るため、県内 9 か所の農業改良普及センターと農業振興課に「地域食と農の相談窓口」を設置し、消費者のほか農業者等からの食と農に関する疑問や質問を随時受け付け、回答を行った。(農振)

環境保全型農業等の取組についての理解促進を図るため、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」で認証された農産物等の PR 販売会を県庁ロビー等で開催した。また、県認証農産物を購入した消費者を対象に、環境にやさしい農産物プレゼントキャンペーンを実施した。(みや米)



県認証農産物 PR 販売会

学校給食において、県内産農林水産畜産物の利用拡大を図ることを目的に、栄養教諭等の研修をとおして県産食材の普及と食育の取組を推進した。また、全国学校給食週間に合わせて、県民を対象とした「伊達な学校給食フェア」を開催し、食に関する指導と関連付けるとともに、地域の地場産物を活用した特色ある学校給食献立を県庁舎内食堂で提供することで、県民の理解を深めた。(保体)

さらに、県内で生産される農林水産畜産物に関する情報誌「すくすくみやぎっ子通信」を発行し、学校給食関係者に情報提供した。また、11 月を「すくすくみやぎっ子

商品開発 2 件、表示・許認可 1 件、その他 3 件

県認証農産物の PR 販売会を県庁ロビー及び IKEA 仙台等で計 4 回(5 日間)開催したことにより、生産者と消費者の交流等が図られた。「環境にやさしい農産物プレゼントキャンペーン」には、142 件の応募があり、今後も継続して欲しいという意見が多く、消費者に周知する良い機会となった。(みや米)

「伊達な学校給食フェア」の期間中、5 日間で 400 人の集客があり、宮城県の食材や学校給食について県民の理解を深めた。また、地場産物活用状況調査における学校給食の地場産農林水産畜産物利用品目割合は 41.5%で、基準年の令和元年度より 2.5 ポイント、令和5年度より 1.7 ポイント上昇した。(保体)

・「すくすくみやぎっ子通信」発行状況(農政室)

発行回数:4 回(学校給食関係者への送付及び県 HP への掲載)

(内訳)

令和 5 年 5 月号(品目:麦)

令和 5 年 8 月号(品目:加工用じゃがいも、仙台牛)

令和 5 年 11 月号(品目:カキ、なめこ)

令和 6 年 2 月号(品目:豆苗、仙台みそ)

学校給食への県産食材利用拡大

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noseise/sukusukumiyagikko.html>



・みやぎ米特別講座の開催実績(農政室)

開催回数:2 回(沼部小学校・丸森小学校で各 1 回)

・特用林産物販売会の開催実績(林振)

宮城県産たけのこマルシェ(5 月) 1 回(計 3 日間)開催、延べ出展者 :9

宮城県産山の幸販売会 4 回(計 17 日間)開催、延べ出展者 :121

(7、10、12、2 月)

ロ 関係団体等との連携・協働の推進(施策 27)

公益社団法人宮城県食品衛生協会と連携し、研修等を通じて食品衛生推進員等の資質向上や最新の知見の習得を図った。

また、食品衛生指導員による地域の食品営業事業者への巡回指導の実施や HACCP 研修会の開催等の活動に際し、保健所担当者が講習を行う等技術的に支援した。(食暮)

県民に対し、水産物の理解促進と消費拡大を図るため、平成 26 年に制定した「みやぎ水産の日」(毎月第 3 水曜日)を核として、企業と連携した県産水産物の利用促進への取組や県ホームページ、Facebook 等を活用した情報発信、家庭内での県産水産物の継続消費を目的とした料理教室、出前講座等による魚食普及活動を実施した。(水振)

みやぎ水産の日 HP

<https://www.pref.miyagi.jp/life/7/81/352/index.html>





みやぎ水産の日まつり



みやぎ生協ホヤフェア

施策27の成果

食品衛生に関する連携実績(食暮)

- ・食品衛生協会の食品衛生推進員等の研修を実施 4回
- ・食品衛生指導員による夏期一斉巡回指導の実施 2,719回

水産物の需要拡大に向けた連携等実績(水振)

○企業との連携

- ・量販店での県産ホヤの販売促進、ポイントアップキャンペーンの実施による県産水産物・水産加工品の販売促進
- ・量販店、漁協、飲料メーカーと連携した県産カキの販売促進
- ・給食事業者、運送事業者と連携した社内食堂での県産水産物を活用したメニュー提供

○情報発信

- ・県ホームページ、Facebook、Instagram等を活用し、毎月のおすすめ食材やレシピ等を紹介
- ・県政広報展示室において、企画展「みやぎお魚パーク2023」を開催

○料理教室

- ・仙台市内において、毎月のみやぎ水産の日(第3水曜日)の前日に県民向けの料理教室を開催 実施回数12回(延べ受講者数116名)

○出前講座(料理教室を除く)

- ・県の出前講座として、水産物の効能等の講座を実施 実施件数8件(うち調理実習実施7回)(延べ受講者数138名)

ハ 食育の推進（施策 28）

食育・地産地消の実践的な取組に対する支援や民間企業等と連携した地産地消の PR を行ったほか、食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、高校生を対象とした地産地消お弁当コンテストを開催した。（食振）

みやぎ食育コーディネーターの活動をホームページやみやぎ食育通信（3 回発行）などで紹介するとともに、みやぎ食育コーディネーターの研修会を開催した。また、食育の取組を広く周知するため実施しているみやぎ食育表彰を県内 4 団体に贈呈した。このほか、メディアの協力を得てラジオによる情報発信や県内全員の小学 5 年生を対象に配布する冊子に食育情報を掲載した。（健推）



高校生地産地消お弁当コンテスト



食材王国みやぎ「伝え人」

施策 28 の成果

食材王国みやぎ「伝え人」制度では、362 件(R4 実績 289 件)の取組実績となった。また、高校生地産地消お弁当コンテストでは 18 校 88 件の応募があり、宮城県知事賞及び優秀賞受賞作品の 3 作品については、量販店等で商品化・販売された。各事業を通じ地産地消の取組を推進し、県産食材への一層の理解が図られた。（食振）

みやぎ食育コーディネーター研修会を 3 回開催し、登録者の増を図った。また、みやぎ食育コーディネーターが実施する研修会等への参加人数は、目標値 40,000 人に対し 22,145 人であった。みやぎ食育コーディネーターやメディアなど多様な主体を通じて食育の周知が図られた。（健推）

主な数値目標 II-1-(2)(施策 26～施策 28)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合(%)	50.2	62.1	70.0
学校給食の地場産農林水産畜産物利用品目の割合(%)	39.0	41.5	40.0
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動の参加人数(人)	36,196	22,145	40,000

(3)放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進 (施策 29～31)

イ リスクコミュニケーションの充実 (施策 29)

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県内への影響を把握するため、これまでに構築した全県的な測定体制と、生産・流通・消費の各段階における測定体制を活用し、きめ細かな測定を実施してきた。その測定結果については、県の原子力・放射線・放射能に関するウェブサイト「みやぎ原子力情報ステーション」において速やかに情報提供を行った。

また、県民を対象とした「放射線・放射能に関するセミナー」を県内 2 会場で開催した。

その他、原子力安全対策課の公式 X (旧 Twitter) を運用しており、「放射線・放射能の基礎知識」などを発信し正しい知識の普及・啓発に努めた。(原対)

みやぎ原子力情報ステーション
<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>

原子力安全対策課公式 X
https://twitter.com/n_info_miyagi/

施策29の成果
 「みやぎ原子力情報ステーション」は年間 27,707 件のアクセス(令和 5 年 12 月末時点)があり、県民の不安払拭の一助になった。(原対)
 「放射線・放射能に関するセミナー」には、県内一般消費者等延べ 91 名が参加した。

ロ 水道水の検査結果の公表 (施策 30)

市町村などが実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、県の放射線・放射能に関するポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」等において公表した。(食暮)

施策30の成果
 市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果をホームページ等で公表することにより、水道水の安全安心の確保につなげた。(食暮)
 ・県企業局が実施する水道水の放射性物質測定数 36 点(R4 年度 36 点)

うち基準値超過数	0点(R4年度 0点)
・市町村が実施する水道水の放射性物質測定数	553点(R4年度 532点)
うち基準値超過数	0点(R4年度 0点)

(水道水の基準値)
放射性セシウム(セシウム 134、137) 飲料水:10Bq/kg※
※食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」

ハ 住民持ち込み測定 (施策 31)

県民が自ら育てた自家消費用の農産物などへの不安を払拭するため市町村が実施する放射性物質の測定結果を取りまとめ、県の原子力・放射線・放射能に関するウェブサイト「みやぎ原子力情報ステーション」で公表した。

また、市町村の住民持込放射能測定担当職員等を対象とした測定研修会を1回開催した。(原対)

表示件数: 10件 検索結果: 791件 CSVダウンロード

採取日	地域	市町村	種別	放射性セシウム (ベクレル/kg)		測定機関	備考
				測定値	基準値		
2023-03-14	仙台都市圏	大和町	栗むぎ(野生)	不検出(17未満)	100	エヌエス環境(株)	基準を満たしています。
2023-03-06	石巻圏	栗山町	ふきのとう(露地)	不検出(19未満)	100	エヌエス環境(株)	基準を満たしています。
2023-03-05	仙台都市圏	大和町	ふきのとう(野生)	不検出(17未満)	100	エヌエス環境(株)	基準を満たしています。
2023-02-28	登米圏	登米市	こまつな(ハウス)	不検出(6.8未満)	100	(株)江東微生物研究所	基準を満たしています。
2023-02-28	気仙沼、本宮圏	気仙沼市	こまつな(ハウス)	不検出(6.2未満)	100	(株)江東微生物研究所	基準を満たしています。
2023-02-27	仙台都市圏	仙台市	こまつな(露地)	不検出(8未満)	100	(株)江東微生物研究所	基準を満たしています。
2023-02-15	登米圏	登米市	いちご(ハウス)	不検出(2.9未満)	100	(株)江東微生物研究所	基準を満たしています。
2023-02-13	石巻圏	石巻市	ふきのとう(野生)	不検出(18未満)	100	エヌエス環境(株)	基準を満たしています。
2023-02-09	仙台都市圏	登壇町	いちご(ハウス)	不検出(4.6未満)	100	(株)江東微生物研究所	基準を満たしています。
2023-02-06	大崎圏	加美町	原木しいたけ(露地)	13	100	エヌエス環境(株)	基準を満たしています。加美町の検

農産物の放射性物質測定結果の公表
(みやぎ原子力情報ステーション)

みやぎ原子力情報ステーション
<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>



施策31の成果

市町村の測定合計件数は、105件で、基準値を超過するものが9点確認された(令和6年2月末時点)。

基準値超過品目内訳 山菜・野生キノコ類 9点

測定の結果及び基準値超過品目については、市町村から測定依頼者に対して飲食に供しないよう指導した。

(住民持込食材等の一般食品の基準値)

放射性セシウム(セシウム 134、137) 一般食品:100Bq/kg※

※食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」を参考として運用。

2 県民参加

(1) 県民総参加運動の展開 (施策 32~34)

イ 県民が参加する消費者モニター制度の推進 (施策 32)

各種媒体種媒体による広報やコンビニエンスストア及び各市町村の児童館等へのチラシ配架などにより、消費者モニターを募集した。また、消費者モニター登録時のほか、全消費者モニターを対象としたアンケート調査を実施し、「食の安全安心」及び「食と放射性物質」に関する意識や意見の把握に努めた。さらに、食の安全安心に関する消費者モニターの知識や理解の向上のため、「食のリスクコミュニケーション」をテーマに研修会を開催するとともに、モニターだよりを3回発行した。(食暮)



モニターだより

みやぎ食の安全安心消費者モニター制度

<https://www.pref.miyagi.jp/site/annzennanshinn/monita.html>



施策32の成果

令和5年度中に55人の新規登録があった一方、登録取消が33人あり、消費者モニターは、1,158人となった。また、県内の児童館等に加え仙台市の子育て支援施設へ募集チラシを配架するなど若年層向けの募集活動を継続して実施したが、30歳代以下の新規登録者は12人、モニター登録者は112人(9.7%)となり、ともに昨年度と比較して減少した。

・みやぎ食の安全安心消費者モニター 1,158人(前年度比22人増)

ロ 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援 (施策 33)

生産者及び事業者が、自らの食の安全安心に関する取組を自主基準として定め公開する「みやぎ食の安全安心取組宣言」の広報・募集を実施したほか、取組宣言者や飲食店感染対策取組内容を含む自主基準を容易に検索・閲覧できる新たなデータベース

を県ホームページに掲載した。また、商品貼付用ロゴマークシールを取組宣言者に提供した。

なお、令和3年10月に、食品基準法の改正に対応した実施要綱及び「自主基準の設定に関するガイドライン」を改正し、併せて取組宣言者の登録承認基準を見直したことについて、経過措置期間終了後に変更届出書が未提出であった事業者の登録を削除した。(食暮)



取組宣言等検索データベース

https://www.pref.miyagi.jp/site/annzennanshinn/sengen_list2.html



施策33の成果

事業の広報や自主基準の作成支援及び「飲食店認証制度」の後継制度として「取組宣言に追加した「飲食店感染対策取組店」の周知により、令和5年度中に182者の新規登録があった一方、自主基準の変更届出未提出者及び閉業店舗等の登録取消が746者あり、登録者数は1,898者となった。

・みやぎ食の安全安心取組宣言(事業者)1,898者(前年度比564者減)

なお、改正後のガイドラインに基づき新たに設定した自主基準について、令和5年度中に74者から報告があり、登録承認を行った。

ハ 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発(施策34)

食の安全安心に関する知識習得の機会を提供するため、新型コロナウイルス感染症分類の5類移行後も感染拡大防止に配慮しながら食の安全安心セミナー等各種講習会を開催し、加えて後日の動画配信による後日の受講機会も提供した。また、要請に応じて出前講座を行い、参加者の知識向上を図った。

なお、消費者モニター対象の食品工場見学会・生産者との交流会は、4年ぶりに従来の募集定員で開催し、消費者と生産者・事業者の相互理解を深めることができた。

(食暮)



第1回食の安全安心セミナー(健康食品)



第2回工場見学会・生産者交流会(観光農園)



第2回工場見学会・生産者交流会(食品工場)



第3回工場見学会・生産者交流会(イチゴ生産者)

施策34の成果

各種講習会や出前講座において食の安全安心を普及啓発することで、消費者及び事業者の食の安全安心に関する知識の向上が図られた。

- ・食の安全安心セミナー 2回 延べ273人
開催テーマ:第1回「健康食品」 / 第2回「食物アレルギー」
- ・消費者モニター研修会 1回 128人
「食のリスクコミュニケーション-食品中の放射線物質、各基準値、検査体制等について-」
- ・食品工場見学会・生産者との交流会 3回 116人
- ・地方懇談会 10件 延べ209人※
仙南2回、仙台1回、大崎0回、栗原1回、石巻1回、登米2回、気仙沼3回等
※延べ人数には、不特定多数の者が参加するイベントは含まない。
- ・食品表示に関する出前講座 5回 延べ163人

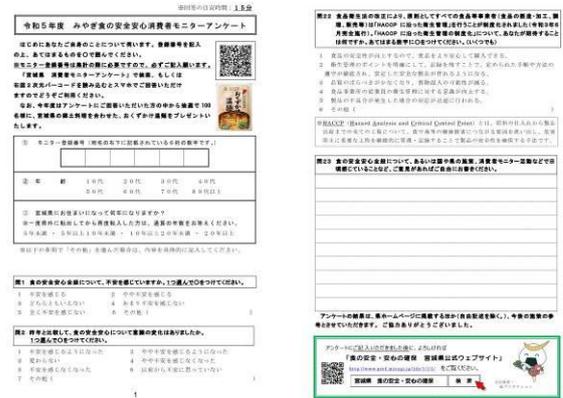
主な数値目標 Ⅱ-2-(1)(施策32～施策34)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
消費者モニターの活動(延べ参加)率(%)	87	106	95
消費者モニター登録者数(人)	1,035	1,158	1,200
食の安全安心取組宣言者数(者)	2,966	1,898	3,200
各種講習会の参加者数(人)	1,901	889	2,000

(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 (施策 35～36)

イ 県民の意見の把握と反映 (施策 35)

消費者モニターに対するアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、地方懇談会、食の安全安心セミナー、消費者モニター研修会、監視指導計画でのパブリックコメント等により、広く県民の意見を把握した。また、幅広い年齢層からの意見が得られるよう、児童館・子育て支援施設等にチラシを配架し、若年層に留意した消費者モニターの募集活動を行った。(食暮)



消費者モニターアンケート調査票

施策35の成果

消費者モニターアンケート等様々な機会を捉えて県民の意見を把握し、研修会のテーマ選定など施策の実施に反映した。また、令和5年度の消費者モニター新規登録者55人のうち、30歳代以下の若年層の登録者は12人だった。

- ・消費者モニターアンケート 1回 615人 (回収率 54.0%)
- ・みやぎ食の安全安心推進会議 3回
- ・食の安全安心セミナー 2回 延べ273人
- ・地方懇談会 10回 延べ209人※
- ・消費者モニター研修会 1回 128人
- ・令和6年度監視指導計画パブリックコメント 64件

※不特定多数の人が参加するイベントの参加人数は含まない。

ロ 食の安全安心に関する相談窓口の充実 (施策 36)

食品衛生及び食品表示に関すること等、食の安全安心全般に関する総合窓口として、食と暮らしの安全推進課に「食品表示110番」を、県内各保健所(支所)に「食の110番」を設置し、県民からの食の安全安心に関する相談や通報に応じた。

県民から寄せられた危害情報や被疑情報については、事実確認調査を行い、関係法令に基づき速やかに対応した。また、事業者からの食品表示に関する相談についても、関係機関が連携して、適切な助言を行った。(食暮)

施策36の成果

県民からの相談や質問等適切に対応することで、食の安全安心への不安の払拭に寄与したほか、事業者からの食品表示に関する相談に適切な助言を行うことで、食品表示の適正化が図られた。

また、危害情報や被疑情報については、関係機関と連携することで、関係法令に基づいた適切な調査、指導等を行うことができた。

・食の 110 番への相談及び通報等	699 件(前年度 562 件)
・食品表示 110 番への相談及び通報等	101 件(前年度 125 件)

主な数値目標 Ⅱ-2-(2)(施策 35～施策 36)

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
地方懇談会の開催回数(回)	18	10	20

特集 R5 年度消費者モニターアンケートの結果概要

令和 5 年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケートについて、対象者はみやぎ食の安全安心消費者モニター登録者 1,138 人であり、回答者は 615 人、回答率は 54.0%だった。年代別の回答者数は表 1 のとおりであり、60代からの回答が最も多く、20代以下が最も少なかった。

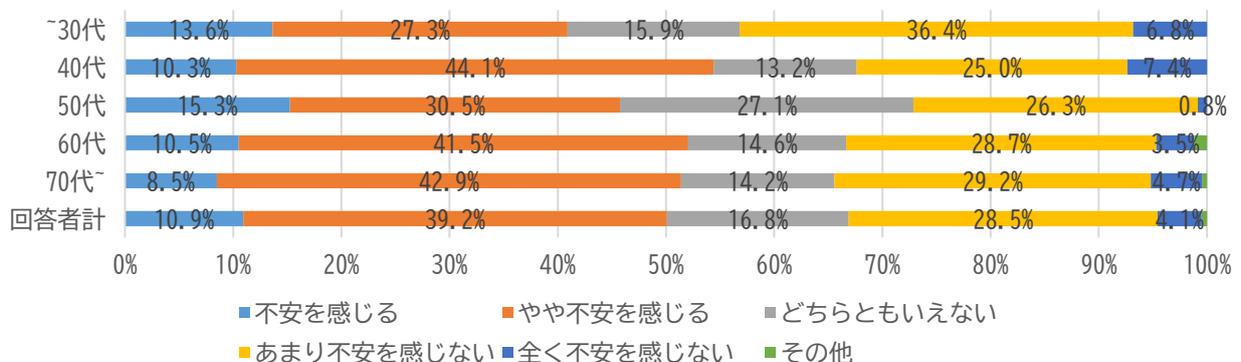
「食の安全安心全般について、不安を感じていますか。」という問いに対して、「不安を感じる」(10.9%)、「やや不安を感じる」(39.2%)を合わせて 50.1%の回答者が食の安全安心全般について何らかの不安を感じていると回答した。これは昨年度と比べて 8.2 ポイント減少しており、過去 10 年で比較をしても最も不安を感じる割合が少ない結果となった。また、回答傾向について、年代別では明らかな差は見られなかった。

また、自由記述では、「モニター活動」、「食品表示」、「ALPS 処理水」、「食品添加物」に関する内容の回答が多かった。

表1. 年代別回答者



表2. 食の安全安心全般についての不安 (年代別)



Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

(1)食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進（施策 37）

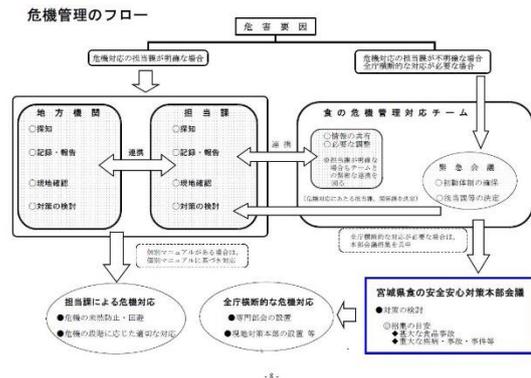
令和 4 年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）」に基づく施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部の会議を経て、議会への報告と県民への公表を行った。また、食の安全安心庁内連絡会議等において関係部局の連携を図り、基本計画に基づく施策の推進を図った。（食暮）

施策37の成果

宮城県食の安全安心対策本部、食の危機管理対応チーム会議及び食の安全安心庁内連絡会議等において、庁内横断的な情報共有、総合調整を図ることにより、食の安全安心確保のための施策を総合的、計画的に推進することができた。

(2)みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応（施策 38）

県庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を引き続き配置し、食の危害要因に係る情報収集及び食に係る危機の未然防止に努めた。また、食の安全安心推進員等により構成する食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び関係各課で作成している個別対応マニュアルに基づく事案のほか、放射性物質への対応等、食の危害要因に係る情報共有・意見交換を行った。（食暮）



マニュアルによる危機管理フロー

施策38の成果

食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、個別対応マニュアルに基づく事案など、食の危害要因に関する情報の共有が図られた。

(3)食の安全に関する調査・研究の充実（施策 39）

ノロウイルス等の病原性微生物に汚染されていないカキの生産を目指し、高水温海水等の有効と考えられるカキ中の病原性微生物低減法について、水産研究・教育機構および保健環境センターと共同で検証した。

また、貝毒プランクトン調査定点において、月 1～5 回の頻度で調査を実施し、貝毒プランクトンの発生状況や環境条件(海水温、塩分)を把握した。（水整）

かきの取扱いに関する制度や規定を整理したうえで、かき処理場及び袋詰め業者に

対する一斉監視を実施し、かきむき処理場における HACCP の導入やかきむき期間中に行った監視で見られた課題に対するかきむき処理事業者への指導内容を共有した。
(食暮)

施策39の成果

水産研究・教育機構による実験でノロウイルスの低減がみられた高水温海水での浄化について、スケールアップして保健環境センターと共同で検証した。その結果、浄化時間の延長による低減効果が示唆された。(水整)

また、かきの取扱いに関する制度や規定を整理したうえで、かき処理場及び袋詰め業者に対する一斉監視を実施した(食暮)

- ・かき処理場一斉監視 82 施設
- ・かき袋詰め業者一斉監視 16 施設

(4)食品の放射性物質に係る調査・研究の充実 (施策 40)

原乳や牧草等粗飼料中における東京電力福島第一原発事故由来の放射性物質の検査を実施し、安全性を確認するとともに、土壌から牧草等への放射性物質移行の機序の解明と移行低減技術について調査・研究に取り組んだ。(畜産)

放射性物質の影響により、県内産きのこ原木が利用できない状況が続いていることから、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組んだ。(林振)



原乳検査用機械



萌芽枝(検体)の採取

施策40の成果

原乳は、県内 3カ所の集乳施設から 3カ月に 1回の頻度で検査を実施した。年間 12点を検査し、基準値を超過したものはなかった。

牧草については、酪農及び肉用牛農家が管理する草地除染後牧草 371点(モニタリング検査 103点を含む)を検査した。

モニタリング検査では、すべて基準値(酪農 50Bq/kg、肉牛 100Bq/kg)以下であった。個別検査では 268点中、肉用牛農家の 2点が基準値を超過した。(畜産)

県内の原木林 25 箇所において、伐採後に発生する萌芽枝の放射性物質濃度を継続的に調査した結果、萌芽枝と葉及び当年枝の放射性物質濃度には相関関係が確認できた。このため、葉の放射性物質濃度測定により簡便に濃度が推定できる可能性があることから、今後も調査研究を継続していく。(林振)

(5)国，都道府県，市町村，関係団体との連携（施策 41）

食の安全安心を確保するため、食品流通の広域化等も踏まえ、国、都道府県、市町村、関係団体と連携、協働して施策を推進できるよう努めた。

県産農産物の放射性物質対策においては、市町村等関係機関・団体などと連携し、放射性物質検査を実施した。(園推)

広域的な食中毒への対策強化のため、国や関係者で構成する広域連携協議会により、健康被害情報や調査状況等について共有する体制を維持した。また広域的な食中毒事例や違反食品の事例では、関係自治体と連携して調査し、情報を共有した。特に保健所を設置する仙台市とは、情報交換を密に行い、連携を図った。(食暮)

食品表示関係では、消費者庁との連携のほか、東北農政局主催の食品表示 110 番に係る情報交換会を通じて情報交換に努めたほか、被疑情報に対しては消費者庁、東北農政局や関係機関の FAMIC、市町村と連携して適切に対処した。さらに、国に対し、食の安全安心の確保のために必要な提言・要望を行った。(食暮)

施策 41 の成果

県産農産物の放射性物質検査は、市町村等関係機関・団体などと連携し、検査検体の調達や結果と安全性の周知を行った。(園推)

健康被害情報や調査情報等を国や自治体等と共有することで、広域食中毒に繋がる情報の迅速な探知、効率的な調査に寄与した。また、広域的な食中毒事例等における関係自治体との連携により、迅速な被害拡大防止のため、模擬訓練を実施した他、違反食品の流通防止を図った。特に仙台市とは密に連携することにより、県内全域における食品衛生に関する施策を進めることができた。(食暮)

食品表示関係では、食品表示 110 番に係る情報交換会を通じ、関係機関との連携及び情報の共有化が図られた。また、被疑情報への対応については、国、市町村等の関係機関と協力して調査を行うなど連携を図ることで、迅速かつ的確に対処した。(食暮)

- ・食品表示 110 番情報交換会 12 回(うち書面開催 4 回)
- ・宮城県食品表示監視協議会 2 回

2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置（施策 42）

条例により設置し、学識経験者、消費者代表及び生産者・事業者代表で構成する「みやぎ食の安全安心推進会議」を3回開催し、令和4年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報共有及び意見交換を行った。（食暮）

会議の開催状況

期日	検討内容等
第1回 R5.6.2	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 令和4年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況(案)について □ 令和5年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施計画(案)について <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について □ 食品に係る放射性物質検査結果について
第2回 R5.8.3	<p>【議題】</p> <p>令和4年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について</p> <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について □ 食品に係る放射性物質検査結果について
第3回 R6.2.2	<p>【議題】</p> <p>令和6年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)について</p> <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について <ul style="list-style-type: none"> (イ) 令和5年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況 (□) 令和5年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果 □ 食品に係る放射性物質検査結果について

委員構成

消費者代表	5人(うち公募委員 2人)
生産者・事業者代表	7人
学識経験者	3人

みやぎ食の安全安心推進会議

<https://www.pref.miyagi.jp/site/annzennanshinn/singikai.html>





会議の様子

施策42の成果

みやぎ食の安全安心推進会議の幅広い意見や提言を、食の安全安心確保に関する施策の実施に反映した。また、議会への報告、県民への公表を行う前年度の施策の実施状況に対し、推進会議としての評価を行った。

担当課の正式名称

原対	復興・危機管理部原子力安全対策課
自保	環境生活部自然保護課
食暮	環境生活部食と暮らしの安全推進課
健推	保健福祉部健康推進課
薬務	保健福祉部薬務課
農政室	農政部農業政策室
食振	農政部食産業振興課
農振	農政部農業振興課
みや米	農政部みやぎ米推進課
園推	農政部園芸推進課
畜産	農政部畜産課
家対	農政部家畜防疫対策室
水振	水産林政部水産業振興課
水整	水産林政部水産業基盤整備課
林振	水産林政部林業振興課
保体	教育庁保健体育安全課

第3 実績数値総括表
数値目標及び実績数値(成果)

1 生産者の取組への支援 I-1-(1) (施策 1~4)

(1)主な数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
環境保全型農業直接支払交付金取組面積(ha)	4,296	3,962	5,619
国際水準 GAP 導入・認証総数(件)	160	154	260
耳標の装着率(%)	100	100	100

(2)実績数値(成果)

主な成果	令和 4 年度	令和 5 年度	担当課
みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度生産登録面積(ha)	2,348	2,458	みや米
JGAP 等指導員養成人数(人)	25	22	
農薬危害防止運動(リーフレット配布枚数)	10,000	9,000	
農薬管理指導士数(人)	1,048	1,024	
牛の生産履歴管理頭数(乳用牛頭数)	17,800	17,100	家対
牛の生産履歴管理頭数(肉牛頭数)	80,000	80,100	

(3)関係事業費

関係事業名	事業費 [うち国庫除く]	事業概要
環境にやさしい農業定着促進事業(みや米)	3,249 [3,249]	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度を運営するとともに、県認証農産物の PR 販売会を開催し、消費者理解促進を図った。
みやぎの有機農業等推進事業(みや米)	3,470 [3,470]	有機農業等を推進するため、有機農業指導員の育成や有機 JAS 認証取得の支援、環境にやさしい農産物キャンペーンを実施した。
環境保全型農業直接支援対策費(みや米)	177,635 [88,818]	化学肥料、化学合成農薬の 5 割低減と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援を行った。
みやぎ大規模園芸総合推進事業(園推)	22,428 [22,428]	みやぎ環境制御技術交流ネットワークにおいて、グロワー技術交流会等を開催した。
GAP 認証取得推進事業(農産物)(みや米)	1,400 [404]	農業生産工程管理(GAP)の導入推進のため、宮城県 GAP 推進会議の開催やアドバイザーの派遣、指導員の指導力向上研修などを行った。
GAP 認証取得推進事業(畜産物)(畜産)	636 [59]	JGAP 畜産生産者指導研修会及び認証取得希望経営体に対する現地指導を実施した。
農薬適正使用推進事業(みや米)	1,410 [952]	農薬の適正使用の推進のため、農薬危害防止運動や農薬管理指導士研修会を実施した。

2 農水産物生産環境づくり支援 I-1-(2) (施策 5~8)

(1)数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
貝毒プランクトン観測定点調査実施率(%)	100	100	100
原木しいたけ(露地栽培)出荷制限解除数(人)	49	61	64

(2)実績数値(成果)

主な成果	令和4年度	令和5年度	担当課
Cd含有量の規格基準超過米穀数(廃棄数)(袋/30kg)	2,197	6,065	みや米
家畜伝染病予防法に基づく牛豚鶏延べ検査件数(頭羽数)	238,212	196,490	家対
慢性疾病低減のための検査、指導数(牛・豚・鶏)(戸数)	牛 7	牛 9	
	豚 3	豚 1	
	鶏 10	鶏 5	
豚熱ワクチン接種頭数(頭)	427,827	445,267	
豚熱免疫付与等状況検査頭数(頭)	3,138	3,245	
野生イノシシ豚熱検査頭数(頭)	374	334	
野生イノシシ豚熱経口ワクチン散布件数(件)	10,180	1,436	水整
貝毒プランクトン調査回数(回)	106	83	
生かきのノロウイルス自主検査検体数(検体)	660	588	
まひ性貝毒検査件数(検体)	266	220	
下痢性貝毒検査件数(検体)	111	148	

(3)関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
農用地土壌汚染対策推進事業(みや米)	6,668 [6,668]	カドミウムの吸収抑制対策として、水田の湛水管理の徹底を図るとともに、米のカドミウム含有量を調査し、基準値超過米は市場流通しないよう、適正な保管及び廃棄処分を指導した。
土壌由来リスク対策事業(みや米)	1,849 [649]	カドミウム低吸収性イネ品種「東北235号」の特性の年次変動を把握するため現地実証した。また、その他のカドミウム低吸収性イネ品種の育成に向けて交配・選抜を実施した。
家畜伝染病予防事業(家対)	36,521 [23,684]	家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病、家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図った。
豚熱等発生予防対策事業(家対)	60,707 [54,087]	豚熱の発生を防止するため、養豚における豚熱のワクチン接種や免疫付与状況を確認する抗体検査を実施した。
家畜衛生対策事業(家対)	21,076 [15,782]	家畜の慢性疾病の発生低減のための検査・指導を実施した。
有用貝類毒化監視・販売対策事業(水整)	8,400 [5,979]	貝毒プランクトン調査を実施し、貝毒監視体制の強化を図った。また、貝毒検査(カキ・ホタテ・マボヤ等)を実施し、生産物の安全確保を図った。
カキ中のノロウイルス低減対策に関する研究(水整)	1,200 [0]	ノロウイルス等の病原性微生物に汚染されていないカキの生産を目指し、高水温海水等の有効と考えられるカキ中の病原性微生物低減法について検証を行った。
特用林産物放射性物質対策事業(うち生産支援)(林振)	104,671 [0]	県外から無汚染の原木及び生産資材を購入する経費を支援した。
きのこ生産資材供給体制整備事業(非破壊検査装置による検査)(林振)	10,892 [4,599]	県内産原木の使用再開に向けて、利用可能な原木林の区域判定等を行うため、県内3市町村内原木林(7箇所)にて非破壊検査装置による試験測定を実施した。

3 事業者の取組への支援 I-1-(3) (施策 9~10)

(1)主な数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
HACCP研修会参加施設数(施設)	110	106	200

(2)実績数値(成果)

主な成果	令和4年度	令和5年度	担当課
宮城 HACCP 導入支援制度			食暮
HACCP に基づく衛生管理 導入支援(件)	0	0	
ブラッシュアップ支援(件)	2	5	
HACCP の考え方を取り入れた衛生管理 導入支援(件)	0	3	
ブラッシュアップ支援(件)	0	3	
HACCP 研修の実施(件)	1	4	
地産地消推進店登録店舗数(店)	524	519	食振

(3)関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
HACCP 定着事業 (食暮)	1,156 [866]	食品等事業者が HACCP による衛生管理を実施するための普及啓発を実施した。
HACCP 等対応施設整備支援事業(水振)	22,425 [0]	海外販路開拓のために輸出先国の規制(HACCP等)及びニーズに対応した施設の新設(掛かり増し経費のみ)、改修及び機器の整備等を支援した。
食育・地産地消推進事業(食振)	6,041 [5,055]	食材王国みやぎ地産地消推進店の登録事業を推進するとともに、地産地消推進店と連携し県産食材等のPRに取組み、地産地消を推進した。

4 生産段階における安全性の確保 I-2-(1) (施策 11~14)

(1)主な数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
肥料成分不足違反件数割合(%)	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数(件)	6	5	0

(2)実績数値(成果)

主な成果	令和4年度	令和5年度	担当課
農薬使用者に対する立入検査数(件)	54	38	みや米

農薬販売者に対する立入検査数(件)	247	310	
肥料製造工場への立入検査(件)	40	38	
肥料収去検査点数(点)	34	33	
飼料製造工場への立入検査件数(畜産関係)(件)	20	12	畜産
飼料収去検査点数(畜産関係)(点)	21	13	
飼料製造工場への立入検査件数(水産関係)(件)	5	1	水整
飼料収去検査点数(水産関係)(点)	7	2	
動物用医薬品販売業立入検査数(件)	113	98	
動物用医薬品販売業販売許可更新数(件)	63	42	
高病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査(戸、羽)	12 戸 1,430 羽	12 戸 1,440 羽	家対
高病原性鳥インフルエンザ定点強化モニタリング検査(戸、羽)	26 戸 260 羽	34 戸 340 羽	
高病原性鳥インフルエンザ死亡羽数の報告戸数(戸)	126	125	

(3)関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
農薬適正使用推進事業(再掲)(みや米)	1,410 [952]	農薬の適正使用の推進のため、農薬危害防止運動や農薬管理指導士研修会を実施した。
養殖衛生管理体制整備事業(水整)	3,064 [1,083]	魚類防疫会議を開催し、養殖業者の防疫意識の向上を図るとともに養魚場の巡回指導を行い適正養殖管理を指導した。また、養魚用飼料生産工場の立入、収去検査を実施し、飼料の安全性を確認した。
肥料検査取締業務(みや米)	367 [367]	肥料生産業者への立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を実施した。
流通飼料対策事業(畜産)	799 [799]	飼料製造・販売事業場への立入検査及び収去飼料の分析検査を実施した。
動物用医薬品取締指導事業(家対)	155 [155]	動物用医薬品販売業者への立入検査を実施し、適正な流通が図られるよう指導を行った。
家畜伝染病予防事業(再掲)(家対)	36,521 [23,684]	家畜伝染予防法に基づき、家畜伝染病、家畜伝染性疾患の発生予防及びまん延防止を図った。
家畜衛生対策事業(再掲)(家対)	21,076 [15,782]	家畜の慢性疾患の発生低減のための検査・指導を実施した。
豚熱等発生予防対策事業(再掲)(家対)	60,707 [54,987]	豚熱の発生を防止するため、養豚における豚熱のワクチン接種や免疫付与状況を確認する抗体検査を実施した。

5 流通・販売段階における安全性の確保 I-2-(2) (施策 15~18)

(1)主な数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
食品営業施設の監視指導率(%)	116	110.6	100
食品検査率(%)	98.6	95.1	100
かき処理場等の監視指導率(%)	94	111	100

(2)実績数値(成果)

主な成果	令和4年度	令和5年度	担当課	
飲食店及び食品・加工製造施設等の延べ監視指導数(許可前)(施設)	3,448	3,262	食暮	
飲食店及び食品・加工製造施設等の延べ監視指導数(通常監視)(施設)	14,621	13,755		
観光地の大型旅館、集団給食施設等監視延べ施設数(重点監視)(施設)	478	880		
収去検査数(細菌検査)(検体)	1,150	1,270		
収去検査数(理化学検査)(検体)	941	829		
特殊有害物質調査数(残留農薬)(検体)	79	82		
特殊有害物質調査数(輸入食品)(検体)	128	131		
遺伝子組換え食品検査数(件)	10	10		
食品中のアレルギー物質検査(件)	36	40		
と畜場法等に基づくと畜場の監視指導回数(回)	135	144		
食肉輸送車の監視(台)	28	19		
枝肉等残留抗菌性物質検査数(牛豚等)(頭)	578	562		
枝肉等細菌検査数(検体)	180	180		
枝肉等腸管出血性大腸菌検査数(検体)	0	0		
食鳥処理施設(大規模)監視数(回)	12	12		
認定小規模食鳥処理場監視数(回)	10	11		
食鳥肉残留抗菌性物質検査数(検体)	63	63		
かき処理場延べ監視数(件)	144	140		
かき袋詰め業者延べ監視数(件)	130	120		
かき入札場延べ監視数(件)	1	1		
かき養殖海域の海水検査数(ポイント)	133	119		
かき成分規格検査数(検体)	88	77		
ノロウイルス検査数(検体)	72	84		
BSE検査(件)	5	2		
米トレーサビリティ立入検査数(件)	20	0		みや米

(3)関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
食品営業施設監視指導事業(食暮)	30,598 [30,598]	飲食に起因する衛生上の危害防止のため、飲食店や食品製造施設等を監視指導した。
食中毒防止総合対策事業(食暮課)	14,146 [14,146]	食中毒の発生を防止するため、観光地大型旅館や集団給食施設等に対して重点的に監視指導すると共に講習会を実施した。食中毒予防に関するチラシを作成し啓発活動に使用した。

食品検査対策事業 (食暮)	36,716 [36,716]	安全な食品の流通のため、食品等の規格基準、食品に残留する農薬や添加物等の検査を実施した。
かき処理指導事業 (食暮)	3,840 [3,840]	かき処理場等の監視指導及び生食用かきの収去検査等を実施した。
と畜食肉検査費(食暮)	130,149 [130,149]	と畜検査及びと畜場等の衛生管理指導等を実施した。
食鳥肉検査費(食暮)	844 [844]	食鳥検査体制の確認及び食鳥処理場等の衛生管理指導等を実施した。
牛海綿状脳症検査事業 費(食暮)	3,171 [3,171]	BSE検査、特定危険部位の除去確認等を実施した。

6 食品表示の適正化の推進 I-2-(3) (施策 19~21)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
食品表示適正店舗数の割合(%)	99.7	99.5	100
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数(回)	14	7	20

(2) 実績数値(成果)

主な成果	令和4年度	令和5年度	担当課
食の110番相談件数(食品表示)(件)	84	95	食暮
食品表示110番への情報提供に基づく調査(件)	7	6	
食品表示法(品質事項)に基づく指導件数(件)	1	2	
不当景品類及び不当表示防止法に基づく指導件数(件)	3	3	
生かき産地等偽装防止特別監視員による監視指導	8	11	
栄養成分表示相談・指導・検査件数(件)	相談 93 指導 13 検査 0	相談 66 指導 9 検査 0	健推
健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する相談・指導・検査件数(件)	相談 7 指導 5 検査 0	相談 5 指導 3 検査 0	
食品表示ウォッチャー委嘱人数(人)	99	98	
食品表示ウォッチャーによる調査店舗数(店舗)	1,307	1,273	食暮
宮城県食品表示ウォッチャーによる調査店舗数のうち表示不適疑義報告店舗数(店舗)	65	58	
食品表示ウォッチャーによる調査店舗数のうち表示不適店舗数(店舗)	3	6	
栄養成分表示に関する研修会(回)	14	40	健推
健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する研修会(回)	0	1	

(3)関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
食の 110 番(食暮)	0 [0]	県内 5 保健所 4 支所に「食の 110 番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問に関する相談を受け付け、相談者へ適切な情報を提供すると共に、必要に応じて食品事業者に改善を指導した。
食品営業施設監視指導事業 (再掲)(食暮)	30,598 [30,598]	飲食に起因する衛生上の危害防止のため、飲食店や製造施設等を監視指導した。
食品表示適正化事業(食暮)	670 [670]	「食品表示ウォッチャー」による小売店のモニタリング調査及び「食品表示 110 番」等に寄せられた被疑情報に基づき、事業者に対する調査指導等を行った。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、研修会等により食品表示制度の普及啓発を行った。
栄養成分表示適正化事業 (健推)	372 [372]	食品表示法(保健事項)及び健康増進法に基づく表示の適性を図るため、食品関連事業者からの相談対応及び指導を行った。また、消費者等を対象とした研修会等の機会を活用し、普及啓発を行った。
薬事指導取締事業(薬務)	8 [0]	無承認無許可医薬品の流通実態の把握と取締りを目的として、県内流通製品の買上げ調査を実施した。

7 食品の放射性物質検査の継続 I - 2 - (4) (施策 22~23)

(1)主な数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100.0	100
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	120	100.0	100
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100.0	100
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	128	100.0	100
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	99.7	100

※計画件数以上の検査を行ったものは 100%を超えています。

(2)実績数値(成果)

主な成果	令和 4 年度	令和 5 年度	担当課
農産物の放射性物質検査数(精密)	309	308	園推
うち基準値超過数(点)	0	0	食振
原乳の放射性物質検査数(精密)	18	12	
うち基準値超過数(点)	0	0	畜産
牛肉の放射性物質検査数(全頭簡易)	5,472	4,623	食振
うちスクリーニング値超過数(点)	0	0	
豚・めん羊等の放射性物質検査数(簡易)	53	52	食暮

うちスクリーニング値超過数(点)	0	0	
水産物の放射性物質検査数(精密)	4,178	5,457	
うち基準値超過数(点)	0	0	水振
水産物の放射性物質検査数(簡易)	8,883	8,622	食振
うちスクリーニング値超過数(点)※1	0	0	
きのこ・山菜類の放射性物質検査数(精密)	652	526	
うち基準値超過数(点)	32	20	林振
きのこ・山菜類の放射性物質検査数(非破壊)	3,280	2,890	食振
うちスクリーニング値超過数(点)	125	53	
野生鳥獣肉の放射性物質検査数(精密)	79	87	
うち基準値超過数(点)	11	3	
イノシシ及びニホンジカ肉の放射性物質検査数(点) (イノシシは R5 から)	349	387	自保
うち基準値超過数(点)	0	1	
流通食品の放射性物質検査数(精密)	81	90	
うち基準値超過数(点)	0	0	食暮
流通食品の放射性物質検査数(簡易)	228	249	
うちスクリーニング値超過数(点)	0	0	

注 1 精密検査の検査機器はゲルマニウム半導体検出器を使用

注 2 簡易検査の検査機器は NaI シンプレッション[®] 外[®]メータ、CsI シンプレッション[®] 外[®]メータ等を使用

注 3 精密検査の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」のこと
(飲料水 10Bq/kg、牛乳・乳幼児食品 50Bq/kg、一般食品 100Bq/kg)

注 4 簡易検査のスクリーニング値は食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」の一般食品の 1/2(50Bq/kg)となり、非破壊検査のスクリーニング値は品目により定められている

注 5 野生鳥獣肉及びきのこ・山菜類の放射性物質検査における基準値超過品目は、既に国からの出荷制限指示を受けている品目も含む。

※1 県内主要魚市場等に簡易測定器を貸与

(3)関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
農林水産物放射性物質 対策事業(食振)	2,557 [2,557]	県産農林水産物の放射性物質検査結果を定期的に県ホームページ等で公表した。
農産物放射能対策事業 (園推)	3,774 [3,774]	主要な県産農産物を対象に放射性物質濃度を測定し、結果を公表することで、放射性物質による汚染への不安の解消を図った。
放射性物質影響調査事業 (畜産)	5,067 [5,067]	原乳及び牧草の放射性物質検査を実施し、安全・安心な畜産物の生産供給に取り組んだ。
肉用牛出荷円滑化推進 事業(畜産)	45,980 [45,980]	県産廃用牛全頭の放射性物質検査を実施し、県産牛肉の安全性を確認した。
水産物安全確保対策事業 (水振)	19,103 [19,103]	県産水産物の風評被害を防止するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施し、水産物の安全性を確認した。
水産物放射能対策事業	5,016	水産物の安全性を確認するため、禁漁期等により

(水振)	[5,016]	入手困難な検体を調査指導船により採取し、放射性物質検査を実施した。
特用林産物放射性物質対策事業(うち放射性物質検査)(林振)	1,601 [1,310]	国の検査計画の考え方にに基づき、県産特用林産物の放射性物質検査を実施した。
野生鳥獣放射能対策事業(自保)	6,500 [6,500]	1 出荷制限解除に向けた放射性物質モニタリング調査 有害鳥獣捕獲等で捕獲した個体から調査用のサンプル肉を採取し、測定を行うもの。 2 放射性物質測定 上記 1 及び出荷制限一部解除認定を受けた県内 3 施設の出荷予定のニホンジカ肉について、提供されたサンプル肉を用いた放射性物質の測定を行うもの。
放射性物質検査対策事業(食暮)	35,900 [35,900]	県内の流通食品及び食肉衛生検査所における県産牛の放射性物質検査を実施した。また、放射性物質検査に係る施設や設備等の保守管理等の検査環境を整備した。

8 情報の収集、分析及び公開 II-1-(1) (施策 24~25)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
食の安全安心ホームページアクセス数(件)	68,780	94,342	100,000

(2) 実績数値(成果)

主な成果	令和 4 年度	令和 5 年度	担当課
モニターだより発行回数(回)	3	3	食暮
消費者モニターアンケート回答数(人)	596	615	
宮城県食品衛生監視指導計画パブリックコメント数(件)	28	64	
宮城県食品衛生監視指導結果の公表回数(回)	4	4	

(3) 関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心県民総参加運動(食暮)	1,220 [1,220]	消費者モニターアンケートや研修会、取組宣言の要綱改正に伴う自主基準の作成・変更・公開の支援等を実施した。
食の安全安心相互交流理解度アップ事業(食暮)	118 [118]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。
選ぶ! 選ばれる!! みやぎ飲食店コロナ認証制度(食暮)	3,850 [0]	感染防止対策に必要な事項を満たしている飲食店を認証する事業について、5 月の事業終了に対する問合せ・周知対応を行った。
地域イメージ確立推進事業(うち、「食材王国みやぎ」情報発信事業)(食振)	1,605 [1,605]	食材王国みやぎ公式 Facebook 及び食材王国みやぎ【公式】Instagram 等を活用し、県産食材・食品の紹介やレシピ等について情報発信を行った。
食品検査対策事業(再掲)	36,716	安全な食品の流通のため、食品等の規格基準、食

(食暮)	[36,716]	品に残留する農薬や添加物等の検査を実施した。
食品営業施設監視指導事業(再掲)(食暮)	30,598 [30,598]	飲食に起因する衛生上の危害防止のため、飲食店や製造施設等を監視指導した。

9 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進 II-1-(2) (施策 26~28)

(1)主な数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合(%)	50.2	62.1	70.0
学校給食の地場産農林水産畜産物利用品目の割合(%)	39.0	41.5	40.0
みやぎ食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動の参加人数(人)	36,196	22,145	40,000

(2)実績数値(成果)

主な成果	令和4年度	令和5年度	担当課
食の安全安心セミナー開催回数(回)	2	2	食暮
「地域食と農の相談窓口」相談件数(件)	96	52	農振
環境保全型農業等に関するPR販売会開催回数(回)	3	4	みや米
食材王国みやぎ「伝え人」取組実績(件)	289	289	食振
高校生地産地消お弁当コンテスト応募数(件)	183	88	

(3)関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心県民総参加運動(再掲)(食暮)	1,220 [1,220]	消費者モニターアンケートや研修会、取組宣言の要綱改正に伴う自主基準の作成・変更・公開の支援等を実施した。
環境にやさしい農業定着促進事業(みや米)	3,284 [3,284]	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度を運営するとともに、県認証農産物のPR販売会を開催し、消費者理解促進を図った。
食品衛生資質向上対策費(食暮)	6,166 [6,166]	食品関係事業者における自主的な衛生管理水準の向上の取組を浸透させるため、関係団体等指導者の資質向上を図った。
「みやぎ水産の日」を核とした県内消費の拡大(水振)	5,552 [5,552]	「みやぎ水産の日」テーマ食材を中心にHP等での情報発信。企業と連携した水産物の理解促進・消費拡大の取組や、県産水産物の継続消費を目的とした料理教室などによる魚食普及活動等を実施。
食育・地産地消推進事業(再掲)(食振)	6,041 [5,024]	食材王国みやぎ地産地消推進店の登録事業を推進するとともに、地産地消推進店と連携し県産食材等のPRに取組み、地産地消を推進した。
みやぎの食育戦略推進事業(健推)	2,055 [2,055]	みやぎ食育コーディネーターの活動を拡充するため、コロナ禍で実施困難だった研修会の開催回数を増やし登録者数の増加を図った。

10 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進 II-1-(3) (施策 29~31)

(1)主な数値目標 指標設定なし

(2)実績数値(成果)

主な成果	令和4年度	令和5年度	担当課
消費者モニターアンケート(食と放射性物質について)回答者数(人)	591	615	食暮
県企業局が実施する水道水の放射性物質測定数(件)	36	36	
うち基準値超過数(件)	0	0	
市町村が実施する水道水の放射性物質測定数(件)	532	553	
うち基準値超過数(件)	0	0	原対
住民持ち込み食材(非食品含む)等の放射性物質測定数(件)	161	105	
うち基準値超過数	5	9	

注1 水道水の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」のこと
(飲料水 10Bq/kg)

注2 住民持ち込み食材等の一般食品の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」を参考として運用(一般食品 100Bq/kg)

(3)関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
「みやぎ原子力情報ステーション」の運営(原対)	2,371 [0]	原子力・放射線・放射能に関するウェブサイト「みやぎ原子力情報ステーション」の保守・管理を委託した。
「放射線・放射能に関するセミナー」の実施(原対)	0 [0]	県民を対象とした「放射線・放射能に関するセミナー」を計2回開催した。
市町村等における水道水の検査結果の公表(食暮)	0 [0]	市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を公表することにより、水道水の安全安心の確保につなげた。
放射能県民安心事業(原対)	0 [0]	市町村が実施する放射性物質の測定結果を取りまとめ、原子力・放射線・放射能に関するウェブサイト「みやぎ原子力情報ステーション」で公表した。また、測定を担当する市町村職員を対象とした測定研修会を1回開催した。

11 県民総参加運動の展開 II-2-(1) (施策 32~34)

(1)主な数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和5年度	目標値 令和7年度
消費者モニターの活動(延べ参加)率(%)	87	106	95
消費者モニター登録者数(人)	1,035	1,158	1,200
食の安全安心取組宣言者数(者)	2,966	1,898	3,200
各種講習会の参加者数(人)	1,901	889	2,000

(2)実績数値(成果)

主な成果	令和 4 年度	令和 5 年度	担当課
食の安全安心セミナー開催回数(回)(再掲)	2	2	食暮
みやぎ出前講座開催回数(回)	4	5	

(3)関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心県民総参加運動(再掲) (食暮)	1,220 [1,220]	消費者モニターアンケートや研修会、取組宣言の要綱改正に伴う自主基準の作成・変更・公開の支援等を実施した。
食の安全安心相互交流理解度アップ事業(再掲) (食暮)	118 [118]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。

12 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 II-2-(2) (施策 35~36)

(1)主な数値目標

目標指標	基準値 令和元年度	実績 令和 5 年度	目標値 令和 7 年度
地方懇談会の開催回数(回)	18	10	20

(2)実績数値(成果)

主な成果	令和 4 年度	令和 5 年度	担当課
消費者モニターアンケート回答数(人)	596	615	食暮
みやぎ食の安全安心推進会議(回)	3	3	
食の 110 番への相談及び通報等(件)	562	699	
食品表示 110 番への相談及び通報等(件)	125	101	

(3)関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心県民総参加運動(再掲) (食暮)	1,220 [1,220]	消費者モニターアンケートや研修会、取組宣言の要綱改正に伴う自主基準の作成・変更・公開の支援等を実施した。
食の安全安心相互交流理解度アップ事業(再掲) (食暮)	118 [118]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。
食の 110 番(再掲) (食暮)	0 [0]	県内 7 保健所 2 支所に「食の 110 番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問に関する相談を受け付け、相談者へ適切な情報を提供すると共に、必要に応じて食品事業者に対する指導を行った。
食品表示適正化事業(再掲)(食暮)	670 [670]	「食品表示ウォッチャー」による小売店のモニタリング調査及び「食品表示 110 番」等に寄せられた被疑

		情報に基づき、事業者に対する調査指導等を行った。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、研修会等により食品表示制度の普及啓発を行った。
--	--	---

13 食の安全安心を支える体制の整備 III (施策 37~42)

(1) 主な数値目標 指標設定なし

(2) 実績数値(成果)

主な成果	令和 4 年度	令和 5 年度	担当課
食の危機管理対応チーム会議開催回数(回)	12	12	食暮
食品表示 110 番情報交換会(回)	12	12	
宮城県食品表示監視協議会(回)	2	2	
みやぎ食の安全安心推進会議(回)(再掲)	3	3	

(3) 関係事業費

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
カキ中のノロウイルス低減対策に関する研究(再掲)(水整)	1,200 [0]	ノロウイルス等の病原性微生物に汚染されていないカキの生産を目指し、高水温海水等の有効と考えられるカキ中の病原性微生物低減法について検証を行った。
有用貝類毒化監視・販売対策事業(再掲)(水整)	8,400 [5,979]	貝毒プランクトン調査を実施し、貝毒監視体制の強化を図った。また、貝毒検査(カキ・ホタテ・マボヤ等)を実施し、生産物の安全確保を行った。
食品検査対策事業(再掲)(食暮)	36,716 [36,716]	安全な食品の流通のため、食品等の規格基準、食品に残留する農薬や添加物等の検査を実施した。
放射性物質影響調査事業(再掲)(畜産)	5,067 [5,067]	原乳及び牧草の放射性物質検査を実施し、安全・安心な畜産物の生産供給に取り組んだ。
ほだ木等原木林再生実証事業(林振)	3,369 [3,280]	県内きのご原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究を実施した。
農産物放射能対策事業(再掲)(園推)	3,774 [3,774]	主要な県産農産物を対象に放射性物質濃度を測定し、結果を公表することで、放射性物質による汚染への不安の解消を図った。
食品表示適正化事業(再掲)(食暮)	670 [670]	「食品表示ウォッチャー」による小売店のモニタリング調査及び「食品表示 110 番」等に寄せられた被疑情報に基づき、事業者に対する調査指導等を行った。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、研修会等により食品表示制度の普及啓発を行った。
食の安全安心推進会議開催事業(食暮)	609 [609]	条例に基づきみやぎ食の安全安心推進会議を設置・開催し、食の安全安心確保に関する県の施策に対して審議、評価や意見交換を行った。

第4 施策の実施状況に対する
「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価

- I 安全で安心できる食品の供給の確保……………【 安全 】に関する施策
- 1 生産及び供給体制の確立
- 施策の達成度○
- (1)生産者の取組への支援(施策1から施策4)
- 施策の達成度○
- (2)農林水産物生産環境づくり支援(施策5から施策8)
- 施策の達成度○
- (3)事業者の取組への支援(施策9から施策10)
- 2 監視指導及び検査の徹底
- 施策の達成度○
- (1)生産段階における安全性の確保(施策11から施策14)
- 施策の達成度○
- (2)流通・販売段階における安全性の確保(施策15から施策18)
- 施策の達成度○
- (3)食品表示の適正化の推進(施策19から施策21)
- 施策の達成度○
- (4)食品の放射性物質検査の継続(施策22から施策23)
- II 食の安全安心に係る信頼関係の確立……………【 安心 】に関する施策
- 1 情報共有及び相互理解の促進
- 施策の達成度○
- (1)情報の収集、分析及び公開(施策24から施策25)
- 施策の達成度○
- (2)生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進(施策26から施策28)
- 施策の達成度○
- (3)放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進(施策29から施策31)

2 県民参加

施策の達成度○

(1)県民総参加運動の展開(施策32から施策34)

施策の達成度○

(2)県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映(施策35から施策36)

Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備……………【 協働 】に関する施策

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

施策の達成度○

(1)食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策37)

施策の達成度○

(2)みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応(施策38)

施策の達成度○

(3)食の安全に関する調査・研究の充実(施策39)

施策の達成度○

(4)食品の放射性物質に係る調査・研究の充実(施策40)

施策の達成度○

(5)国、都道府県、市町村、関係団体との連携(施策41)

2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置

施策の達成度○

(1)みやぎ食の安全安心推進会議の設置(施策42)

第 5 資料集

- I 用語集
- II みやぎ食の安全安心推進条例

I 用語集

あ

● アレルゲン

アレルギーなどの過敏症を起こす物質のことで、アレルゲンを含む食品が原因の健康被害が多く見られることから、アレルゲンの表示が平成 14 年に法制化されました。消費者庁では、食物アレルギーを起こす頻度が高いものや重篤(病状が著しく重い)度を勘案して、8 品目(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、くるみ)を「特定原材料」として表示を義務付け、また、それらに準ずるものとして、20 品目(アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)について表示を奨励しています。

● 遺伝子組換え食品

遺伝子の本体である DNA(デオキシリボ核酸)に人為的な操作を加え、ある生物の遺伝情報を別の生物の DNA に導入し、その生物に新たな性質を与える技術を「組換え DNA 技術」といいます。この技術を用いて品種改良、新規開発した農作物を遺伝子組換え作物といい、そのもの、又はそれを原材料とした食品を遺伝子組換え食品といいます。

遺伝子組換え食品は安全性審査が義務化されており、未審査のものは輸入、販売等が禁止されています。また、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイア、カラシナ及びこれらの加工食品について、遺伝子組換え食品を使用している場合は「遺伝子組換え」、使用の有無が不明の場合は「遺伝子組換え不分別」と表示することが義務付けられています。

また、任意表示として、任意で、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることは可能です。なお、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができます。分別生産流通管理が適切に行われていれば、一定の「意図せざる混入」がある場合でも、分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることができることとしています。なお、この場合、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図せざる混入が認められています

● 牛海綿状脳症(BSE)

Bovine. **S**pongiform. **E**ncephalopathy の頭文字をとっています。

牛の脳がスポンジ状になり、起立不能や行動異常等の神経症状を示し、発病後 2 週間から 6 か月で死に至ります。異常プリオンを含む脳や脊髄等を使用した肉骨粉を含む飼料を原因として感染が広まったといわれています。また、人への感染も示唆されており、変異型クロイツフェルトヤコブ病の原因ともいわれています。

1990 年代欧州(特に英国)で流行し、日本では平成 13 年 9 月に初めて確認され、同年 10 月から全国で BSE 全頭検査が実施されました。その後飼料規制や特定危険部位の除去等対策がなされたことから発生数は世界的に激減し、検査対象月齢の引き上げが暫時行われ

ました。平成 25 年 7 月 1 日から、検査対象月齢が 48 か月齢超に変更されたことを機に、全頭検査は廃止となりました。と畜場では、平成 29 年 4 月より、と殺・解体される 24 か月齢以上の神経症状等が疑われる牛が検査対象とされています。

- **牛トレーサビリティ法(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法)(平成 15 年法律第 72 号)**

平成 13 年 9 月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症(BSE)への対応策として平成 15 年 6 月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)が制定されました。この法律は、現存する牛や消費者の元に届いた牛肉について、そこに至るまでの経過を追跡・遡及することを可能とするために制定されました。

これにより、国内に現存する全ての牛はそれぞれ固有の個体識別番号を付与され、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

- **オイスターGメン(生かき産地等偽装防止特別監視員)**

輸入生かき混入(偽装)を防止し、宮城のかきの信頼回復を図るため、県内のかき仲買・袋詰め業者が偽装防止などを目的に設立した「宮城県産生かき適正表示協会」に加盟し県内で生かきを取り扱う仲買・袋詰め業者を主な対象として、抜き打ち調査等を行うものです。

か

- **海水検査**

生食用かきの加工基準として、「原料用かきは、海水 100ml 当たり大腸菌群最確数が 70 以下の海域で採取されたものであるか、又はそれ以外の海域で採取されたものであって 100ml 当たり大腸菌群最確数が 70 以下の海水又は塩分濃度 3%の人工塩水を用い、かつ、当該海水若しくは人工塩水を随時換え、又は殺菌しながら浄化したものでなければならない。」と規定されていることに基づき実施される「かき採取海域の海水検査」のことをいいます。

- **貝毒**

二枚貝類(ホタテガイ、カキ、アサリ等)は、海水中のプランクトンを餌にしていますが、海水中には時として有毒なプランクトンが発生します。それを摂取した二枚貝類は、その毒成分を体内に蓄積し、それが原因となって本来無毒である二枚貝類が毒化します。これが貝毒です。

貝毒にはまひ性貝毒と下痢性貝毒の 2 種類があり、各々規制値が定められています。まひ性貝毒は可食部 g あたり 4MU(マウスユニット)、下痢性貝毒では OA 群(オカダ酸群)について可食部 kg あたり 0.16mg を超えると出荷が規制されます。

貝毒は海水中の有毒プランクトン濃度が低くなると、徐々に二枚貝類の体内から排出されて消失します。

- **GAP(農業生産工程管理)**

ギャップと呼ばれています。**G**ood (良い) **A**gricultural (農業) **P**ractice (やり方)の頭文字をとっています。農林水産省は「農業生産工程管理」、日本 GAP 協会は「適切な農場管理と実践」と訳しています。

農業生産現場において、農産物の安全性確保、環境保全、労働安全、人権保護、農業経営の改善を目的とし、生産から出荷の段階で想定される危害などの農業生産管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組の事です。

- **景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)(昭和 37 年法律第 134 号)**

一般消費者の利益の保護を図るため、不当な顧客の誘引を禁止する法律。表示されている内容が実際のものより著しく優良であると誤認を招くような表示や、取引条件が実際のものより著しく有利であると誤認を招く表示を不当表示として禁止するほか、過大な景品類の提供を禁止することで、一般消費者による利益の保護を目的としています。

- **健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)**

わが国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として、平成 14 年 8 月に制定され、平成 15 年 5 月 1 日に施行されたものです。

特別用途表示について規定する食品関係の内容としては、健康保持増進の効果などについての虚偽または誇大な広告等の表示の禁止などについて規定しています。

- **高病原性鳥インフルエンザ**

高病原性鳥インフルエンザは鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が 100%に近く、鶏、七面鳥、うずら等が感染すると、全身症状を起こし、神経症状(首曲がり、元気消失等)、呼吸器症状、消化器症状(下痢、食欲減退等)等が現れ、鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病です。

なお、わが国では H5 亜型、H7 亜型の A 型インフルエンザのうち、鶏への病原性確認検査又はウイルス遺伝子分析により病原性が高いと判断されたものを高病原性インフルエンザ、病原性が低いと判断されたものを低病原性鳥インフルエンザとしています。

高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性は、現時点ではないものと考えられており、鶏卵や鶏肉を介した感染例は世界的にも報告されていません。鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を 70℃に達するように加熱することを推奨しています。

- **コーデックス委員会(CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION CAC)**

コーデックス委員会は FAO/WHO 合同食品規格計画の実施機関として、1962 年に、FAO(国連食糧農業機関)と WHO(世界保健機構)が合同で設立した国際政府間組織で、その設置目的は、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を守るとともに、食品貿易にお

ける公正を確保することです。

コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO(世界貿易機関)の多角的貿易協定のもとで、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられています。事務局はイタリアのローマに置かれており、2024年5月現在の加盟国は188カ国及び1機関で、我が国は1966年に加盟しています。

- **米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)(平成21年法律第26号)**

お米、米加工品に問題が発生した際に流通ルートを速やかに特定するため、生産から販売・提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成・保存すること、及びお米の産地情報を取引先や消費者に伝達することを定めた法律。

対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての方(生産者を含む)。

さ

- **残留農薬**

「残留農薬」とは、農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質をいいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において農産物に残留する農薬の成分である物質の量の限度が定められています。残留農薬基準を超えるような農薬が残留している農産物は販売禁止等の措置が取られることとなります。

- **JAS法(日本農林規格等に関する法律)(昭和25年法律第175号)**

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し普及させることを目的とした法律。

平成27年4月1日の食品表示法施行までは「JAS規格」と「品質表示基準」の2つの制度を定める「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という名称でしたが、食品表示法の施行により、食品の品質表示に関する部分が食品表示法に統合されました。

- **食育**

食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるものです。

- **食材王国みやぎ地産地消推進店**

地産地消に積極的に取り組んでいる飲食店及びホテル、旅館等の宿泊施設を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、その情報を広く発信することにより、多くの方々に県産の食材を食していただき、その認知度の向上と消費拡大を図っています。

● 食中毒

食中毒の原因となる細菌、ウイルスが付着した食品や、有毒・有害な物質が含まれた食品を食べることによって、下痢、おう吐、腹痛、発熱などの健康被害が起こることです。

食中毒の原因の多くは、細菌やウイルス、寄生虫により引き起こされています。

原因となる細菌の主なものにはカンピロバクター、サルモネラ、腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌 O157 等があります。

食中毒を起こすウイルスとしては、ノロウイルスやサポウイルスなどがあり、近年ではアニサキスやクドア・セプテンクンプタータなどの寄生虫を原因とする食中毒も多発しています。

他にも、毒キノコや貝毒、フグ毒などによる自然毒食中毒、洗剤や農薬などの化学物質の混入による化学性食中毒があります。

なお、食べ過ぎ、飲み過ぎによる体調不良、ビタミン欠乏による栄養障害、食品中に混入したガラス、針などの異物による物理的・機械的障害、熱いものの摂取によるやけどなどは食中毒に含まれません。

● 食鳥検査

平成 2 年 6 月 29 日「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(食鳥検査法)が公布され、それまで「食鳥処理加工指導要領」により実施していた全羽自主検査が、平成 4 年 4 月 1 日から、食鳥検査に変更されました。年間 30 万羽を超える処理を行う食鳥処理場では、都道府県知事の検査として、獣医師である食鳥検査員の検査を受けなければならないことになりました。

また、30 万羽以下を処理する食鳥処理場では、都道府県知事の認定を受けた事業者が確認規程に従い、基準に適合していることを確認しています。

● 食鳥検査員

食鳥検査員は、都道府県知事が指定する、食鳥処理場で処理される食鳥の検査及び衛生指導等の職務に従事する都道府県の職員(獣医師)。本県では、食肉衛生検査所及び仙南保健所に配置しています。

● 食鳥処理場

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(食鳥検査法)に基づき、食用に供する目的で食鳥(鶏、あひる、七面鳥等)をと殺し、羽毛を除去し、食鳥肉と内臓を摘出する行為を行う施設をいいます。

● 食鳥処理法(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律)(平成 2 年法律第 70 号)

「食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として、平成 2 年に制定され、食鳥処理業の許可、食鳥検査、食鳥処理業者の遵守事項等について規定されています。

- **食品安全委員会**

食品安全基本法に基づき内閣府に設置された委員会で、健康への悪影響について科学的評価(食品健康影響評価)を実施し、それに基づいた勧告を行う他、消費者、食品関連事業者などの関係者相互における幅広い情報や意見の交換、重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応を行う機関です。7名の委員から構成され、その下に専門調査会が設置されています。

- **食品安全基本法(平成15年法律第48号)**

食品の安全性の確保を総合的に推進することを目的として平成15年5月に制定されました。

この法律に基づき、食品健康影響評価を専門的に行う「食品安全委員会」が内閣府に設置されており、食品健康影響評価に基づき、各省庁では安全確保のための規格基準を定めるなど具体的な施策を策定し、実施します。

また、情報の公開、関係者相互の情報・意見の交換促進についても規定されています。

- **食品衛生監視員**

都道府県知事等に任命され、食品に起因する衛生上の危害を防止するために、食品関連営業施設等の監視指導、食品、添加物等の収去検査、HACCPに沿った衛生管理の指導等の職務に従事している。任用資格を持った都道府県等の職員であり、保健所や食肉衛生検査所等に配置されています。

- **食品衛生法(昭和22年法律第233号)**

「飲食に起因する衛生上の危害の発生を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的に制定された法律です。平成30年6月に、広域的な食中毒事案への対策強化やHACCPによる衛生管理の制度化、許可業種の再編と届出制度の創設など、近年の食を取り巻く環境変化や国際化等に対応し食の安全を確保する目的で改正され、令和3年6月に完全施行されました。

- **食品添加物**

食品添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいい、保存料、甘味料、着色料等が該当します。厚生労働大臣が定めたもの以外の添加物並びにこれを含む製剤及び食品の製造、輸入、使用、販売等は禁止されており、この指定の対象には、化学的合成品だけでなく天然に存在する添加物も含まれます。

- **食品表示ウォッチャー**

食品表示法に基づく食品表示の一層の適正化を図るため、県民(消費者モニター登録者)から食品表示ウォッチャーを募集し、食品販売店における日常の買い物等を通じて食品表示のモニタリングを実施するとともに、その結果を県に報告していただくものです。県は、その情報に基づき調査・指導などを行います。

- **食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)**

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度とするため、平成 27 年 4 月から施行された法律です。食品表示法では、これまで任意制度とされていた栄養成分の表示が、原則全ての加工食品で義務化されたほか、機能性表示食品制度が新たに創設されました。

- **飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)(昭和 28 年法律第 35 号)**

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律です。有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用(家畜等への供与)の禁止、家畜等に飼料供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定しています。

た

- **腸管出血性大腸菌^{オー}O157**

大腸菌は、家畜や人の腸管内にも存在し、ほとんどのものは無害ですが、一部のものは、人に急性の下痢や胃腸炎等の消化器症状や合併症を引き起こすことがあり、病原大腸菌あるいは下痢性大腸菌と呼ばれています。そのうち毒素(ベロ毒素)を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群(HUS)を起こす大腸菌を腸管出血性大腸菌といいます。この菌による感染症の典型的臨床症状は出血性大腸炎で、血清型が(O157:H7)の菌を特に腸管出血性大腸菌 O157 と呼びます。この菌による食中毒事件は、米国のハンバーガーによる大規模な食中毒事件があり、4 名の死者を出したことで予防対策がとられるようになりました。このほかにも同様の症状を現すものとして O26、O111 などがあります。

日本では、平成 8 年に全国で腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒事件が多発し、社会問題になりました。

- **動物用医薬品**

専ら動物に用いられる医薬品(抗生物質や寄生虫駆除剤など)であり、動物の病気の治療または予防に使用されています。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき使用が規制されており、対象動物、用法及び用量、使用禁止(出荷制限、休薬)期間など使用者が守る基準が定められています。

- **特別栽培農産物**

その農産物が生産された地域で慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に比べて、農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素分量が 50%以下の双方の条件を満たして栽培された農産物をいいます。

県では、この条件を満たした農産物を認証する制度(「みやぎの環境にやさしい農産物認

証・表示制度」)を設けており、認証を受けた農産物には県が指定する認証マークを付けて出荷することができます。これにより、消費者に対する信頼性の確保と環境保全型農業の取組の拡大を図っています。

● 特用林産物

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

● 特用林産物の生産工程管理(放射性物質汚染対策)

しいたけ等の原木栽培きのこ類の出荷制限(自粛)解除及び解除後の安全・安心なきのこ生産に必要な条件とされるもので、生産者が安全・安心な資機材を用いて、極力、放射性物質の影響を受けない作業方法による栽培を実行すること。

生産者は、現地に応じた作業方法や必要な資機材を取りまとめ、かつ、作業が漏れなく実行されているかについて、チェックシートや作業日誌などにより確認することによって、放射性物質汚染の恐れのない栽培きのこ生産に取り組みます。

県では、「きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル」(原木きのこ栽培管理基準)と「原木きのこ栽培管理チェックシート兼作業日誌」を定め、原木の購入、植菌、ほだ木の伏せ込み、発生、収穫、出荷までの全ての工程で安全・安心な栽培のために必要な取組事項を生産者に示しています。また、生産者が行う生産工程管理の実施状況については、県が確認することとしています。

● 特用林産物の出荷制限・出荷制限解除

放射性物質モニタリング検査によって、食品衛生法に基づく基準値を超過する食品が確認された場合、県が市町村等に該当品目の出荷自粛を要請します。出荷自粛品目の基準値超過に地域的な広がりがある場合は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が知事に対して地域及び品目単位で出荷制限を指示します。

出荷制限指示を受けた食品については、経年的な放射性物質の濃度の低下や適切な生産工程管理の実施など品目毎に定められる条件を満たした上で、放射性セシウムの検査結果が安定して低水準であることが確認された場合、知事からの申し出により、原子力災害対策本部長が制限を解除します。

令和5年6月末現在、本県では、21市町村において露地栽培の原木しいたけが出荷を制限されているほか、野生きのこや施設栽培の原木しいたけ等のきのこ類4品目、たけのこ等の山菜類5品目について、出荷制限又は自粛の措置が講じられています。一方これまでに、原木しいたけ(露地・施設)、原木むきたけ、原木なめこ、野生きのこ(まつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ)、たけのこ、くさそてつ(こごみ)、たらのめで、一部出荷の制限や自粛が解除されています。

- と畜場

と畜場法に基づき、食用に供する目的で獣畜(牛、馬、豚、山羊、羊)をと殺し、または解体するために設置された施設をいいます。

- と畜場法(昭和28年法律第114号)

「と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として昭和28年に制定され、と畜場の設置の許可、と畜場の衛生管理、と殺または解体の検査等について規定されています。

- トレーサビリティ(システム)

トレーサビリティとは、trace(追跡)と ability(可能)を合わせた言葉で、食品の生産、加工、流通等の各段階で、原材料(食品)が、いつ、どこで、どのように生産・流通・加工されたかについて、追跡又は遡って調査できる仕組みをいいます。食品事故が発生した場合の迅速な回収や、原因究明により危害の未然防止・拡大防止への活用が期待されます。

また、最近では、食品を購入した消費者がその生産履歴等を IT などの活用により知ることができるシステムが開発されており、消費者への情報提供の面からも活用が期待されています。その一方で、コストを誰が負担するのか、導入しても実質的な利用があるのかといった課題もあります。

なお、国産牛肉及び米については、トレーサビリティに取り組むことが義務づけられています。

な

- 農薬

農薬取締法において、農薬とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下、「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤と定義されています。

また、農作物等の害虫を食べるクモなどの天敵も農薬とみなすとされています。

用途別に見ますと、害虫を防除する殺虫剤、農作物等にとって有害な菌細菌や糸状菌を防除する殺菌剤、雑草を防除する除草剤、種なしぶどうなどを作る際に用いられるいわゆる植物成長調整剤などがあります。

現在栽培されている農作物等の中には、農薬を使用しなければ、ほとんど収穫できないもの(例：りんご、もも)もあることから、病気や害虫、また雑草の害を食い止め、品質のよい農作物等を安定的に供給するために農薬が使われています。また、真夏の草取りなど、農作物等の生産者の過重な労働の軽減にも役立っています。

国内で農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づき登録された農薬でなければなりません。農薬取締法では、農薬登録時に定められた使用方法を遵守しなければならないこととされています。(使用基準)

食品衛生法に基づき食品中に残留する農薬の残留基準が設定されており、基準値超過した食品が流通しないよう、安全確保を図っています。

● 農薬管理指導士

農薬取締法に基づき農薬の安全使用や保管管理について適正になされるとともに、使用者等に対し適切に指導できるよう農薬販売業者や JA 職員等農薬の専門知識を有する必要がある方々を対象として、県が研修を実施し、試験を経て認定しています。

● 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)

農薬について登録制度を設け、販売及び使用の規制を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律です。

農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用できる仕組みになっています。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果を基に、その農薬を使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数等の使用に関する基準が定められています。

● ノロウイルス

ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルスで他の食中毒菌と異なり食品中では増殖しません。二枚貝の生食や調理従事者からの二次汚染などが感染の原因となります。逆性石けんやエタノールに抵抗性があるため、器具や床の消毒には高濃度の次亜塩素酸ナトリウムを用いる必要があります。少量のウイルスでも発症することが知られています。

潜伏時間は 24～48 時間で、主症状は下痢、吐き気、嘔吐、腹痛、発熱(38℃以下)など風邪に似た症状を呈し、冬場に多く発生する傾向があります。

感染者からの飛沫等により感染する場合があることから、食中毒との判別には慎重を要します。

平成 9 年 5 月に改正された食品衛生法施行規則で、食中毒病因物質に小型球形ウイルス(SRSV)が追加され、さらに平成 15 年 8 月の改正で、この病因ウイルス名が小型球形ウイルス(SRSV)からノロウイルス(NV)に変更されています。

は

● HACCP(危害要因分析重要管理点)

ハサップと呼ばれています。**H**azard **A**nalysis and **C**ritical **C**ontrol **P**oint の頭文字をとっています。

米国航空宇宙局(NASA)における宇宙食の製造に当たって、食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法として開発されました。この衛生管理手法は、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある危害について、あらかじめ調査・分析(Hazard Analysis)し、この分析結果に基づいてより安全性が確保された製品を得るために特に厳重に管理する必要がある段階を重要管理点(Critical Control Point)と定め、これが遵守され

ているかどうかを常時監視することにより、製造工程全般を通じて製品の安全性を確保する手法です。

全ての食品等事業者は HACCP に沿った衛生管理を行う必要があります。

● HACCP 導入・実践支援制度(みやぎチャレンジ HACCP)

「HACCP に沿った衛生管理」が求められる全ての食品等事業者を対象とし HACCP 導入及び実践を支援するための制度です。

HACCP 未導入事業者については、衛生管理計画及び手順書の作成を、導入済み事業者については記録の作成・保管と衛生管理計画や手順書等の検証及び見直しといった技術的支援を行います。

また、事業者等からの要望に応じ、HACCP に関する制度説明や導入実践等に関する講習会を実施します。

● BSE スクリーニング検査

牛が BSE に感染していないかどうかを、牛の脳の一部(延髄)を取り出して、そこに BSE の原因と考えられる異常プリオンがあるかないか調べるための一次検査です。

国内では、初の BSE 感染牛が確認されて以降、平成 13 年 10 月 18 日から、と畜場でと殺解体されるすべての牛について全国の食肉衛生検査所等において実施されてきました。検査対象月齢は、段階的に引き上げられたものの、牛の全頭検査は継続されました。

その後、国内外のリスクが大きく低下してきたことを踏まえ、食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、平成 25 年 7 月 1 日から、国産牛の BSE 検査対象月齢が 48 か月齢超に引き上げられました。平成 29 年 4 月 1 日からは、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を改正して、健康と畜牛の BSE 検査を廃止しましたが、今後も生体検査において神経症状及び全身症状(特定症状)を呈するものに対する BSE 検査は継続されます。

ま

● 宮城県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき都道府県等が実施する監視指導等について、厚生労働大臣が定める食品衛生監視指導指針を踏まえて、都道府県知事等が毎年計画を定めるものです。

地域の実情を踏まえた食品衛生関係施設に対する重点的、効率的かつ効果的な監視指導のほか、流通する食品の検査、自主衛生管理の指導なども含めて計画を策定します。

● 宮城県産生かき適正表示協会

宮城県産食品に係る表示の適正化を推進し、消費者の信頼を得るため、業者自らが自主基準を制定し、これを県が認証する制度である「宮城県産食品に係る適正表示協会制度」(平成 14 年 9 月 24 日設置)に基づき、宮城県産生かきに係る食品表示の適正化のために、県内のかき仲買・袋詰め業者により平成 14 年 10 月 4 日に設置されたものです。

- **みやぎ食の安全安心県民総参加運動**

「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき、「安全で安心できる食」の実現を目指し、食の安全安心確保対策が、持続的かつ着実な取組が図られるよう「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」及び「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を中心に、消費者、生産者・事業者及び行政の協働した取組として県民総参加運動を展開するものです。

- **みやぎ食の安全安心消費者モニター制度(消費者モニター)**

消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、多くの消費者の目で食の安全安心を確認することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者の方々に消費者モニターとして登録してもらい、正確な知識の習得、日ごろの情報収集、県への情報提供、各種講習会等への参加等の活動を行ってもらえるものです。

- **みやぎ食の安全安心取組宣言事業**

生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えることにより、自らの食の安全安心への意識の高揚を図り、消費者が食品を選択し購入する際の目安を提供することを目的としているものです。生産者・事業者は、県のガイドラインに従い自主基準を定め、その基準を公開するとともに、県が認めたロゴマークを使用して、食の安全安心の取組を広く県民に PR します。

なお、飲食店認証制度及び感染対策ポスター制度が令和 5 年 5 月に終了したため、その後飲食店が実施する自主的な感染対策を宣言内容に加えアピールすることができる仕組みとしました。

- **みやぎ食の危機管理基本マニュアル**

食の危機の未然防止を図るとともに、危機発生時においては、迅速かつ適切な危機対応を行い、県民の食の安全安心の確保と風評被害による経済的損失を最小限に止めることを目的とするものです。マニュアルでは、危機の未然防止に向け、食の危機管理対応チームを設置し、非常時のみならず平常時においても情報の収集、共有化、必要な庁内調整等を行うこととしております。

- **みやぎ食品衛生自主管理認証制度**

HACCP の普及推進による食品の安全性を向上させることを目的として、平成 16 年にスタートした事業です。平成 27 年度には、事業者の HACCP 導入・実践の度合いに応じたステップ 1～3、プレミアムの 4 段階の認証を行う制度として再編しました。

平成 30 年の食品衛生法改正により、原則全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を行うことが制度化されたことを受け、令和 2 年 3 月 31 日を持って認証申請の受付を終了し、令和 2 年 5 月末にて事業廃止となりました(事業廃止後も、認証期間満了日まで有効)。令和 8 年 5 月 31 日に完全廃止予定。

- **みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度**

農業の持続的な発展及び環境と調和の取れた農業生産を推進するため、宮城県では一定

の要件のもとで農薬や化学肥料の使用を低減して生産された農産物を4つの区分(農薬・化学肥料不使用栽培農産物、農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物、農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物、農薬・化学肥料節減栽培農産物)で認証しています。

ら

- **リスク(Risk)**

食品中にハザード(危害要因)が存在する結果として生じる健康への悪影響の起こる可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)をいいます。

- **リスク管理(Risk Management)**

リスク評価に基づき、すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の施策・措置について技術的な可能性、費用対効果などを検討し、適切な施策・措置を決定、実施し、見直すことをいいます。

- **リスクコミュニケーション(Risk Communication)**

リスク評価(後記)やリスク管理を行う中で、生産者から消費者に至るすべての関係者との間で、リスクに関する情報・意見交換を行う過程をいいます。

- **リスク評価(Risk Assessment)**

食品に含まれるハザード(危害要因)を摂取することによって、どの位の確率でどの程度の健康への悪影響が起き得るかを科学的に評価することをいいます。

- **リスク分析(Risk Analysis)**

食品を通じてハザード(危害要因)を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合において、その発生を防止又は抑制する全過程をいいます。可能な範囲で、食品事故を未然に防止したり、悪影響の起こる確率や程度を最小限にすることなどを目的としています。

みやぎ食の安全安心推進条例

平成16年3月23日
宮城県条例第31号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 食の安全安心基本計画(第6条)
- 第3章 食の安全安心の確保に関する施策(第7条—第14条)
- 第4章 みやぎ食の安全安心推進会議(第15条—第20条)
- 第5章 雑則(第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全安心」という。)の確保に向け、県及び生産者・事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、県、生産者・事業者及び消費者(以下「関係者」という。)による協働した取組を促進する施策の方針を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。)をいう。
- 二 生産者・事業者 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第8条第1項に規定する食品関連事業者をいう。
- 三 関係法令 食品安全基本法、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)、と畜場法(昭和28年法律第114号)、水道法(昭和32年法律第177号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)、健康増進法(平成14年法律第103号)、食品表示法(平成25年法律第70号)その他食の安全安心に関連する法令(条例及び規則を含む。)で現に効力を有するものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、食の安全安心の確保に関しては県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、施策を実施しなければならない。

- 2 県は、国及び市町村との役割分担を踏まえて、食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程(以下単に「一連の過程」という。)において、必要な食の安全安心の確保に関する施策を適切に実施しなければならない。

(生産者・事業者の責務)

第4条 生産者・事業者は、関係法令を遵守し、安全で安心できる食品が消費者に提供されるよう必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、生産者・事業者は、県が第3章の規定に基づいて実施する食の安全安心の確保に関する施策及び措置に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、食の安全安心に関する正しい知識を身に付けるとともに、生産者・事業者及び関係行政機関に対し、意見を述べ、又は提案を行うように努めることによって、食の安全安心の確保に関し、積極的役割を果たすものとする。

第2章 食の安全安心基本計画

第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食の安全安心の確保に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 食の安全安心の確保に関する施策

(生産及び供給体制の確立)

第7条 県は、生産者・事業者が安全で安心できる食品を生産し、及び供給するための体制の確立に関する必要な施策を実施するものとする。

(監視、指導及び検査の強化)

第8条 県は、食品の安全性、食品の表示の適正化等について、一連の過程において一貫した監視、指導及び検査に関する必要な施策を実施するものとする。

(情報の共有及び相互理解の促進)

第9条 県は、食の安全安心の確保に関し、情報の収集、分析及び公開に努め、関係者間の情報の共有及び消費者と生産者・事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

(体制の整備及び連携の強化)

第10条 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備並びに食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害の発生を未然防止及び当該被害の拡大を防止するための緊急の対処に係る体制の整備に関する必要な施策を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、一連の過程において適切な施策を実施するため、国、他の都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならない。

(県民参加)

第11条 県は、食の安全安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じ、施策に反映するよう努めるものとする。

(危害情報の申出)

第12条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品についての情報を入手した場合は、県に対して適切な対応をするよう申出をすることができるものとする。

2 県は、前項の申出があったときは、当該申出に係る事実を確認するため必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な手続をとるものとする。

(自主基準の設定及び公開)

第13条 生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めなければならない。

2 県は、前項の規定により生産者・事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。

第4章 みやぎ食の安全安心推進会議

(設置等)

第15条 知事の諮問に応じ、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、みやぎ食の安全安心推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項に関し、情報及び意見の交換を行い、必要があると認めるときは、知事に建議することができる。

- 一 食の安全安心の確保に関する県の施策及び施策の評価に関すること。
- 二 食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。
- 三 食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること。
- 四 その他食の安全安心の確保の推進に関すること。

(組織等)

第16条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 消費者を代表する者
- 三 生産者・事業者を代表する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第19条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ食の安全安心アクションプラン(政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。)は、第6条第1項の基本計画とする。

(検討)

3 県は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

みやぎ食の安全安心推進会議の委員	出席一回につき	11,600円	5 級
------------------	---------	---------	-----

附 則(平成26年宮城県条例第63号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成27年宮城県条例第19号)

この条例は、公布の日又は食品表示法(平成25年法律第70号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

附 則(平成29年宮城県条例第69号)

この条例は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律(平成29年法律第70号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成30年4月1日)

附 則(令和2年宮城県条例第11号)

この条例は、肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第62号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和2年12月1日)